吉野川市 第３次男女共同参画基本計画

－　素案　－

２０１８（平成３０）年１２月

徳島県 吉野川市

～ 目 次 ～

第１章　計画策定にあたって---------- 1
【１】計画策定の趣旨---------- 1
【２】男女共同参画社会における本計画の位置付け----------1
第２章　計画策定の社会的背景---------- 2
【１】国際的な動向---------- 2
【２】国の動向----------3
１　第４次男女共同参画基本計画の策定---------- 3
２　女性活躍の推進---------- 3
３　子育て支援の推進---------- 4
４　配偶者暴力防止，ストーカー規制法の改正---------- 4
５　防災計画等における男女共同参画の視点---------- 4
【３】県の動向----------5
第３章　計画の概要----------6
【１】他計画との整合---------- 6
【２】計画の期間---------- 7
【３】計画の策定方法---------- 7
第４章　本市の現状----------8
【１】公的資料から見る本市の現状---------- 8
１　人口・世帯数の動き---------- 8
２　人口動態---------- 8
３　年齢別人口構成---------- 9
４　婚姻の状況---------- 10
５　就業構造---------- 11
６　年齢別就業率---------- 12
７　世帯構成---------- 13
８　ひとり親家庭---------- 13
【２】アンケート調査結果の概要---------- 14
【３】第２次計画における数値目標に対する現状値---------- 28
第５章　計画の基本的な考え方---------- 30
【１】基本理念と基本目標----------30
【２】施策の体系----------32
第６章　主要課題と取組内容---------- 33
基本目標Ⅰ　共に認め合う社会づくり---------- 33
【１】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり----------33
【２】男女平等の視点に立った学習機会の充実----------35

基本目標Ⅱ　誰もがいきいきと活躍できる社会づくり（女性活躍市町村推進計画）-- 37
【３】女性活躍推進の環境づくり---------- 37
【４】ワーク・ライフ・バランスの推進---------- 39
【５】地域社会における男女共同参画の推進----------41
基本目標Ⅲ　誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり----------43
【６】あらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止市町村基本計画）----------43
【７】生涯にわたる健康づくり---------- 45
【８】安心できる福祉の環境づくり----------47
第７章　計画の推進----------49

● 第１章 ●　計画策定にあたって

【１】計画策定の趣旨

本市では，2007（平成 19）年３月に「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し，男女共同参画社会の実現に向けて歩み始めました。

2014（平成 26）年３月には「第２次 吉野川市男女共同参画基本計画」（以下「第２次計画」と言う。）を策定し，2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの５年間を計画期間として，本市における男女共同参画社会の実現に向けて，様々な取組を進めてきました。

この度，第２次計画の計画期間満了に伴い，2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの５年間を計画期間とする「第３次男女共同参画基本計画」（以下「本計画」と言う。）を策定します。

本計画は，男女共同参画社会の実現に向けた取組を，より一層積極的に展開するために，「吉野川市男女共同参画推進条例」の理念を具現化し，男女共同参画の推進に関する具体的な取組を示すものです。

また，本計画は，国及び徳島県の男女共同参画に関する計画を考慮するとともに，関連する本市の計画との整合性に配慮した上で，第２次計画における取組の点検・評価結果をはじめ，社会情勢の変化や 2018（平成 30）年６月に実施したアンケート調査結果等に基づく市の現状を踏まえ，より実効性のある計画として策定します。

【２】男女共同参画社会における本計画の位置付け

本計画は，「吉野川市男女共同参画推進条例」の考え方及び「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に基づく計画（市町村男女共同参画計画）であり，本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業等を示すものです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」と言う。）」に基づく市町村推進計画として位置付けます。また，生命と人権に関わる項目や，女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」と言う。）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

● 第２章 ●　計画策定の社会的背景

【１】国際的な動向

第２次計画策定以降における，男女共同参画を取り巻く国際的な動きをみると，2015（平成 27）年の第 59 回国連婦人の地位委員会では，これまでの取組の評価，広報・啓発の活動などが推進され，現在も継続して積極的に進められています。

一方で，我が国は，2017（平成 29）年 11 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」で 144 か国中 114 位と，ＯＥＣＤ加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。順位は，北欧諸国が上位を占めており，過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置し，特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きくなっています。

第２次計画策定時の 2013（平成 25）年 10 月発表の同順位は，136 か国中 105 位という結果であり，依然として低水準にあります。

【ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較】

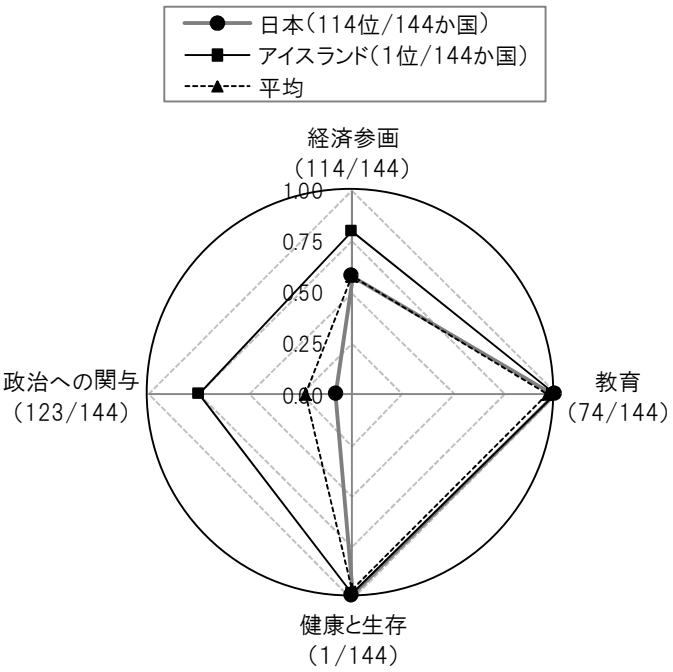

【ジェンダー・ギャップ指数（2017）】

主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
↓		
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
↓		
49	米国	0.718
↓		
71	ロシア	0.696
↓		
82	イタリア	0.692
↓		
100	中国	0.674
↓		
114	日本	0.657
↓		
118	韓国	0.650

資料：The Global Gap Report 2017

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が，各国内の男女間の格差を数値化し，順位付けした指数。経済，教育，健康，政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは，社会的，文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など，画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。

注：グラフ中の（　）内数値は日本の順位を示し，123/144 の場合は 144 か国中 123 位であることを示す。

【２】国の動向

１　第４次男女共同参画基本計画の策定

国においては，男女共同参画社会基本法に基づき，2000（平成 12）年に策定した「第１次男女共同参画基本計画」から改訂を経て，2015（平成 27）年 12 月に「第４次男女共同参画基本計画」を策定しています。

第４次計画では，第３次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ，「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ，「女性」の視点を横断的に組み込み，施策として「防災・復興」を独立させ，推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されました。また，次の４つの目指すべき社会像を掲げています。

【第４次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

１　男女の自らの意思に基づき，個性と能力を十分に発揮できる，多様性に富んだ豊かで活力ある社会 ２　男女の人権が尊重され，尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ３　男性中心型労働慣行等の変革等を通じ，仕事と生活の調和が図られ，男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会 ４　男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け，国際的な評価を得られる社会

さらに，2015（平成 27）年９月に施行された「女性活躍推進法」に基づき，女性の採用・登用の促進，女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

２　女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では３つの基本原則を掲げ，国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し，都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して，計画を策定することとされています。また，国や地方公共団体，労働者が 301 人以上の民間事業主に対して，女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

【女性活躍推進の３つの基本原則】

１　女性に対する採用，昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と，性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ２　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により，職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること ３　女性の職業生活と家庭生活との両立に関し，本人の意思が尊重されるべきこと

3　子育て支援の推進

2015（平成 27）年度からの「子ども・子育て支援法」に基づく，「子ども・子育て支援新制度」の開始により，幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され，地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法は期間延長され，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

2018（平成 30）年度から 2019（平成 31）年度にかけては，計画の見直し期間となっており，国においては，法律上経過措置の期限が到来する事項や，新制度の運営等に関連して，検討が必要な事項などの見直し方法が示されました。

4　配偶者暴力防止，ストーカー規制法の改正

ＤＶ防止法の一部改正により，配偶者からの暴力だけでなく，生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても，配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。また，「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は 2013（平成 25）年７月に改正され，ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が，被害者の居住地だけでなく，加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか，迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

5　防災計画等における男女共同参画の視点

国においては，2013（平成 25）年３月に，「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を示し，その中で，災害が起こる前に災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じるなど，いわゆる「災害リスク軽減」という概念とともに，災害に強い社会の構築には，男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

また，国の「防災基本計画」においては，東日本大震災の発生後，避難所における女性や子育て家庭などへ配慮することなど，男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに，第４次男女共同参画基本計画においても，「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え，「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」などの取組が強化されています。

【３】県の動向

徳島県では，2012 年（平成 24）年に策定した「徳島県男女共同参画基本計画（第２次）」の成果と課題の検証を行い，社会情勢の変化や県民意識の多様化を踏まえながら，女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に，「徳島県男女共同参画基本計画（第３次）－ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン－」を，2016（平成 28）年６月に策定しました。この計画は，2018（平成 30）年度に見直し作業が進められ，策定途中段階の骨子としては，３つの「基本方針」の下，「主要課題」として 12 の柱を立て，主要課題ごとに具体的な推進方策をまとめています。

【参考／徳島県男女共同参画基本計画（第４次）計画の体系（案）】

基本方針	主要課題
Ⅰ　あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	1　女性の職業生活における活躍を推進するための支援
	2　仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備
	3　多様な働き方の創出による女性の活躍推進
	4　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
Ⅱ　安全･安心に暮らせる環境づくり	5　女性に対するあらゆる暴力の根絶
	6　生涯にわたる健康づくりへの支援
	7　生活上の困難を抱える女性等への支援
	8　高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
Ⅲ　互いに支え合う家庭･地域づくり	9　男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進
	10　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
	11　地域社会における男女共同参画の推進
	12　男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進

※2018(平成 30)年　策定途中段階の骨子(徳島県男女共同参画会議資料より抜粋)

● 第３章 ●　計画の概要

【１】他計画との整合

本計画は，「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし，国や県の男女共同参画基本計画，本市の市政運営の理念及び条例や関連他計画との整合に配慮して策定するとともに，「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として，また「ＤＶ防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

根拠法	●男女共同参画社会基本法 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）
国	●第４次男女共同参画基本計画 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
徳島県	●徳島県男女共同参画推進条例 ●徳島県男女共同参画基本計画（第３次）ーともに輝く「新未来とくしま」創造プランー ●配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画

【計画の位置付け】

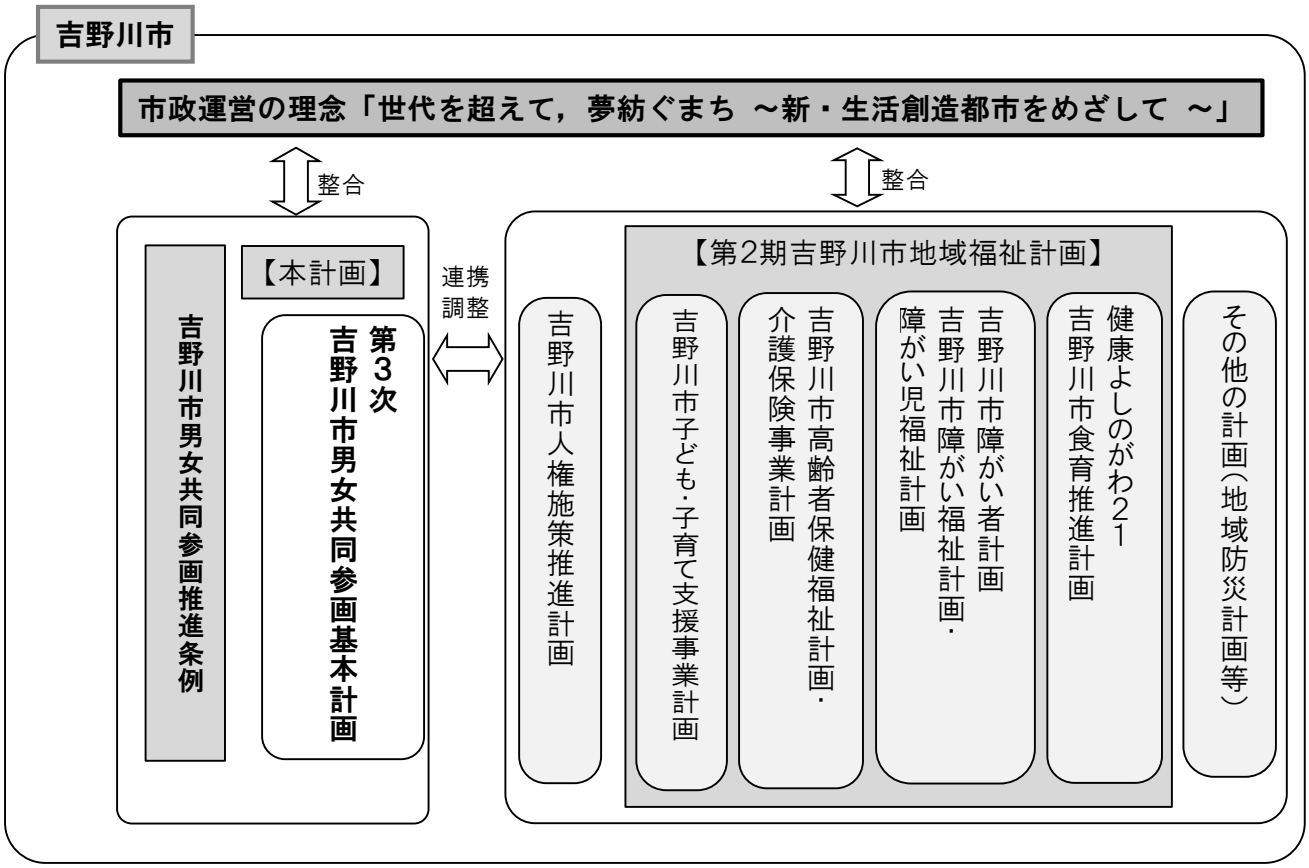

【２】計画の期間

本計画の期間は，2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの５年間です。

【３】計画の策定方法

計画の策定にあたり，本市在住の 18 歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象とし，男女共同参画に関する意識や意見等を把握し，施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	男女共同参画に関する 市民意識調査	男女共同参画に関する 事業所アンケート調査	男女共同参画に関する 中学生アンケート
調査対象	18 歳以上の市民	市内に所在する事業所	市内中学校の１～３年生
調査方法	郵送による調査票の 配布・回収	郵送による調査票の 配布・回収	各学校を通じた配布，回収
調査期間	2018（平成 30）年６月	2018（平成 30）年６月	2018（平成 30）年６月
配布数	1,000 人	200 事業所	1,089 人
有効回収数	357 人	77 事業所	967 人
有効回収率	35.7%	38.5%	88.8%

また，学識経験者・ＮＰＯ事業者・各種団体などから構成される「吉野川市男女共同参画推進委員会」に諮問し，専門的見地から意見をいただくとともに，個別にヒアリングシートによる意見聴取を行いました。さらに，パブリックコメント（市民意見公募）で寄せられた意見を反映させながら計画を策定しています。

● 第４章 ●　本市の現状

【１】公的資料から見る本市の現状

１　人口・世帯数の動き

本市の人口は，2015（平成 27）年の国勢調査では 41,466 人と，2005（平成 17）年の 45,782 人から約 4,300 人減少しており，2005（平成 17）年を 100.0 とした指数でみると 90.6 となっています。一方，世帯数は緩やかな減少で推移しており，2015（平成 27）年では 15,714 世帯（2005（平成 17）年を 100 とした場合 101.4）となっています。

１世帯あたりの人口数を示す世帯人員は，2005（平成 17）年の 2.95 人から 2015（平成 27）年では 2.64 人と，緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】

	人口（人）	世帯数（世帯）	世帯人員（人/世帯）	人口増減率（%）	世帯数増減率（%）
2005（平成 17）年	45,782	15,498	2.95	100.0	100.0
2010（平成 22）年	44,020	15,794	2.79	96.2	101.9
2015（平成 27）年	41,466	15,714	2.64	90.6	101.4

注：増減率は，2005（平成 17）年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。
資料：国勢調査

２　人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると，出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年，死亡者数が出生数を大きく上回り，マイナスで推移しています。

転入と転出からみる「社会動態」については，市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

2017（平成 29）年では，自然動態がマイナス 904 人，社会動態がマイナス 214 人，合計 1,118 人の人口減少となっています。

【人口動態】

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数（a）	死亡者数（b）	（c）	転入（d）	転出（e）	（f）	（g）
2015（平成 27）年	279	1,189	-910	926	1,173	-247	-1,157
2016（平成 28）年	251	1,249	-998	859	983	-124	-1,122
2017（平成 29）年	252	1,156	-904	816	1,030	-214	-1,118

注：(c)=(a)-(b)，(f)=(d)-(e)，(g)=(c)+(f)
資料：自然動態は保管統計表（厚生労働省），社会動態は住民基本台帳人口移動報告（各年1月から 12 月分の移動状況）

3　年齢別人口構成

年齢別の人口構成比をみると，2015（平成 27）年では年少人口（14 歳以下）は 10.7%，生産年齢人口（15～64 歳）は 54.5%，高齢者人口（65 歳以上＝高齢化率）は 34.7%となっており，高齢化率は徳島県の平均を上回っています。

高齢化率が増加傾向にある一方で，年少人口は緩やかな減少で推移しており，少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢３区分別人口構成比】

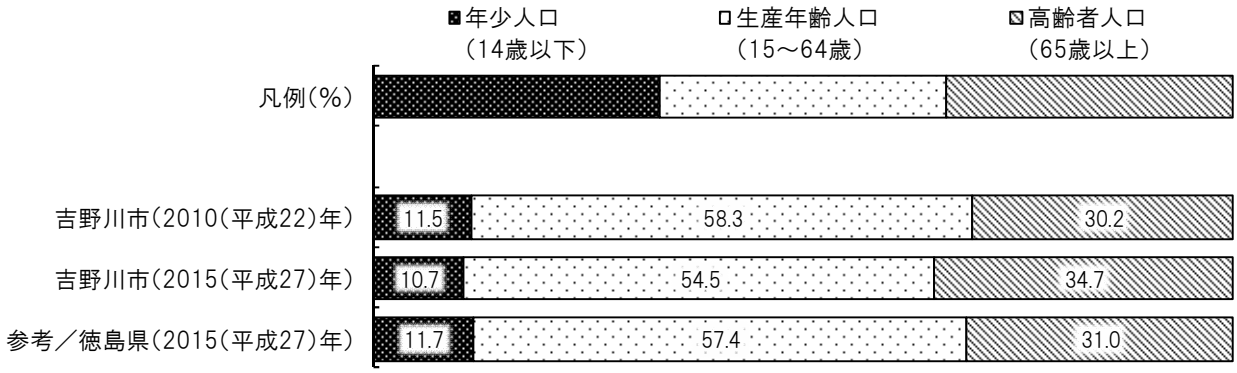

資料：国勢調査

さらに，年齢を５歳階級別でみると，男女共に 60 歳代後半の，いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。また，70 歳代後半になると，女性の人口が男性を大きく上回り，特に 80 歳以上では大きな差がみられます。

【年齢５歳階級別人口】

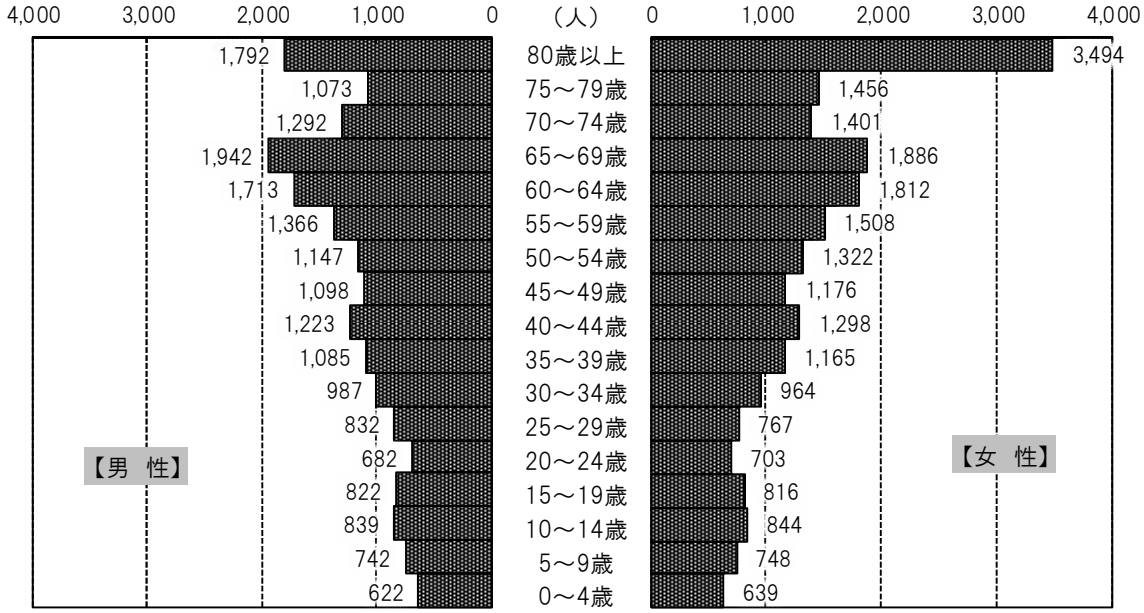

資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

4　婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年代別にみると，男性の場合，20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが，30 歳代の後半になると逆転することから，30 歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は，30 歳代の前半に既婚者数が大幅に増加しており，男性よりも早くなっています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

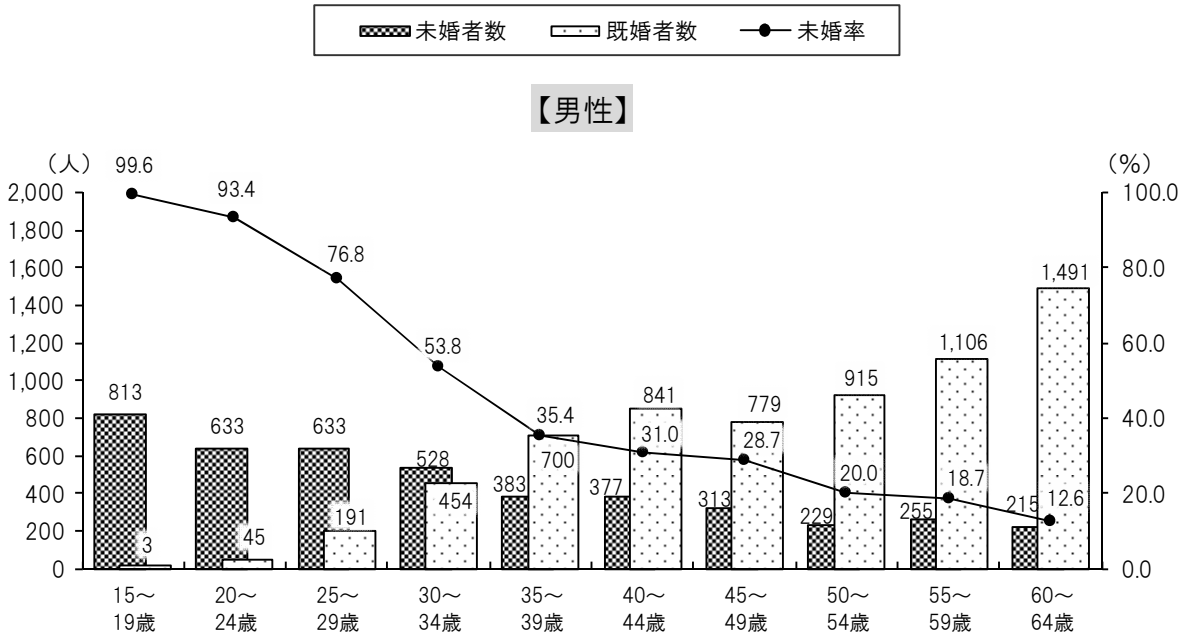

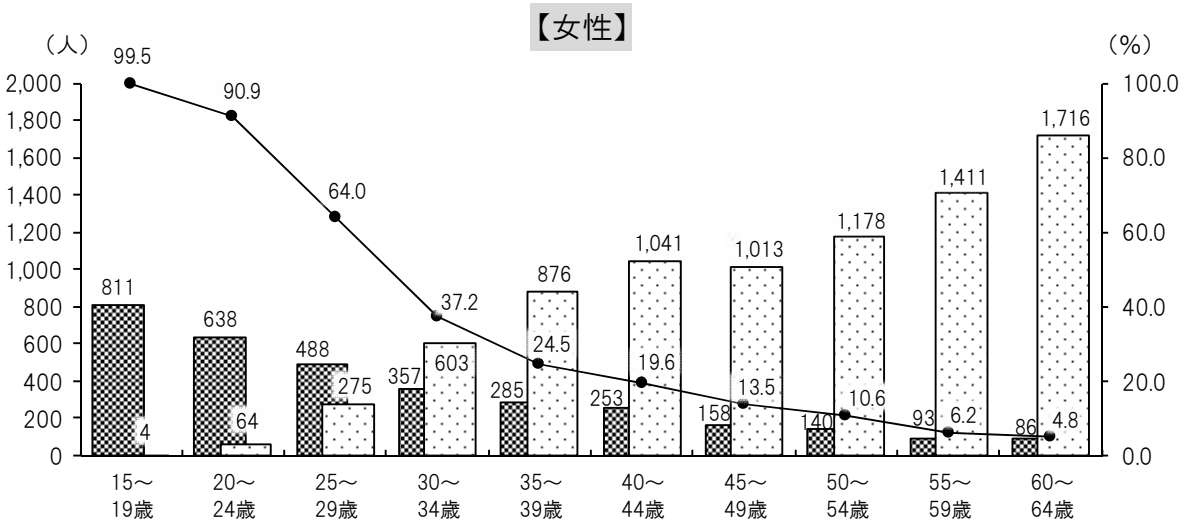

資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

5　就業構造

本市の産業別就業者構成比をみると，2015（平成 27）年では第１次産業の割合が 6.9%，第２次産業が 24.7%，第３次産業が 64.6%となっています。徳島県全体と比べ，第１次産業の割合はやや低くなっていますが，第２次産業の割合はやや高くなっています。

また，産業大分類別でみると，「医療・福祉」の就業者が最も多く，次いで「製造業」「卸売業・小売業」などの就業者が多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】

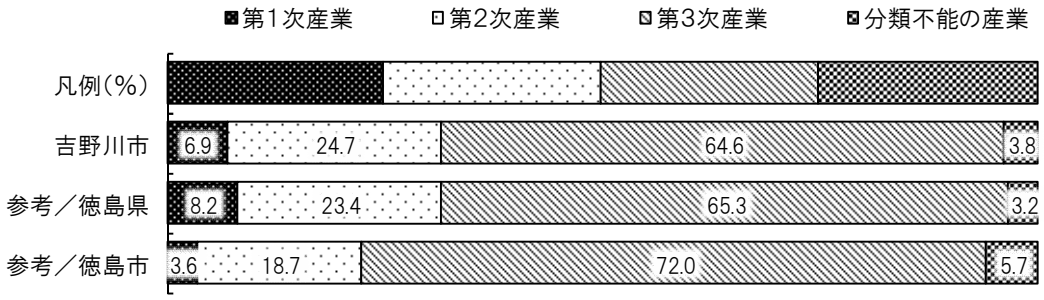

【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

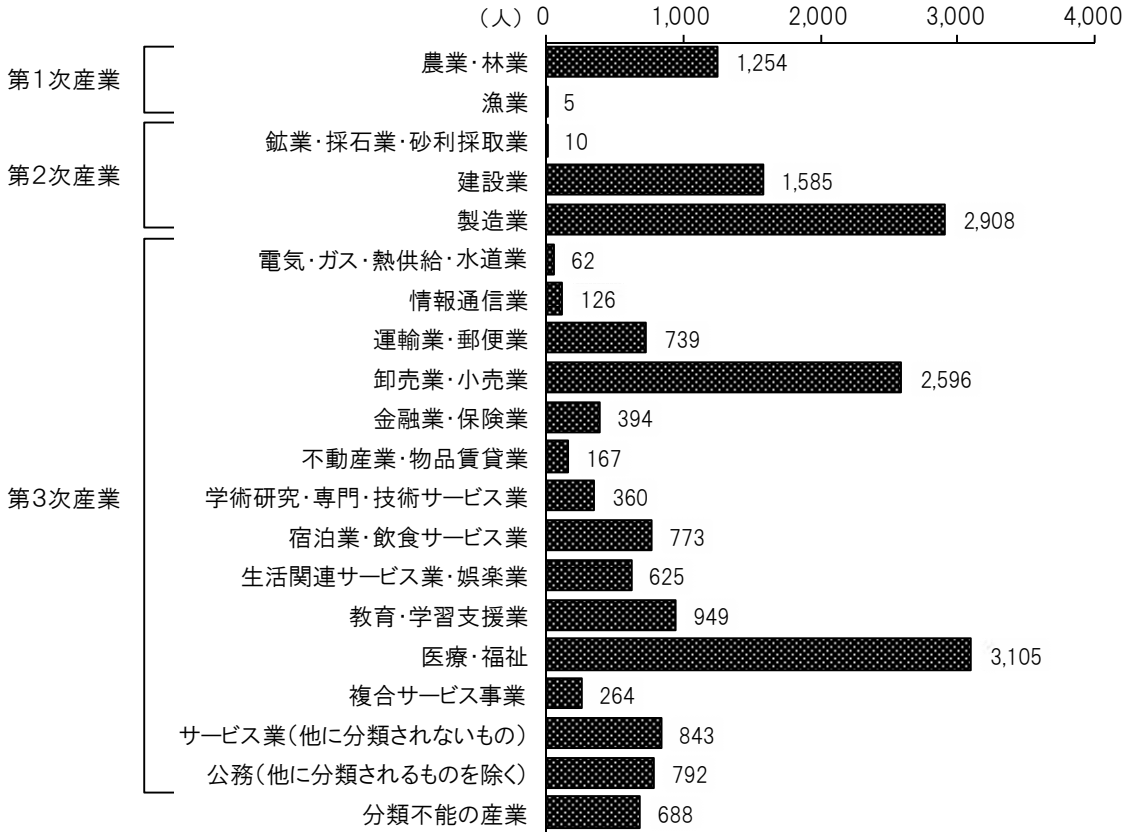

資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

6　年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると，30 歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し，その後，再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況がうかがえます。また，徳島県の平均に比べ，生産年齢人口における女性の就業率は各年齢層ともに高くなっています。

【年齢別就業率（労働力人口比率）】

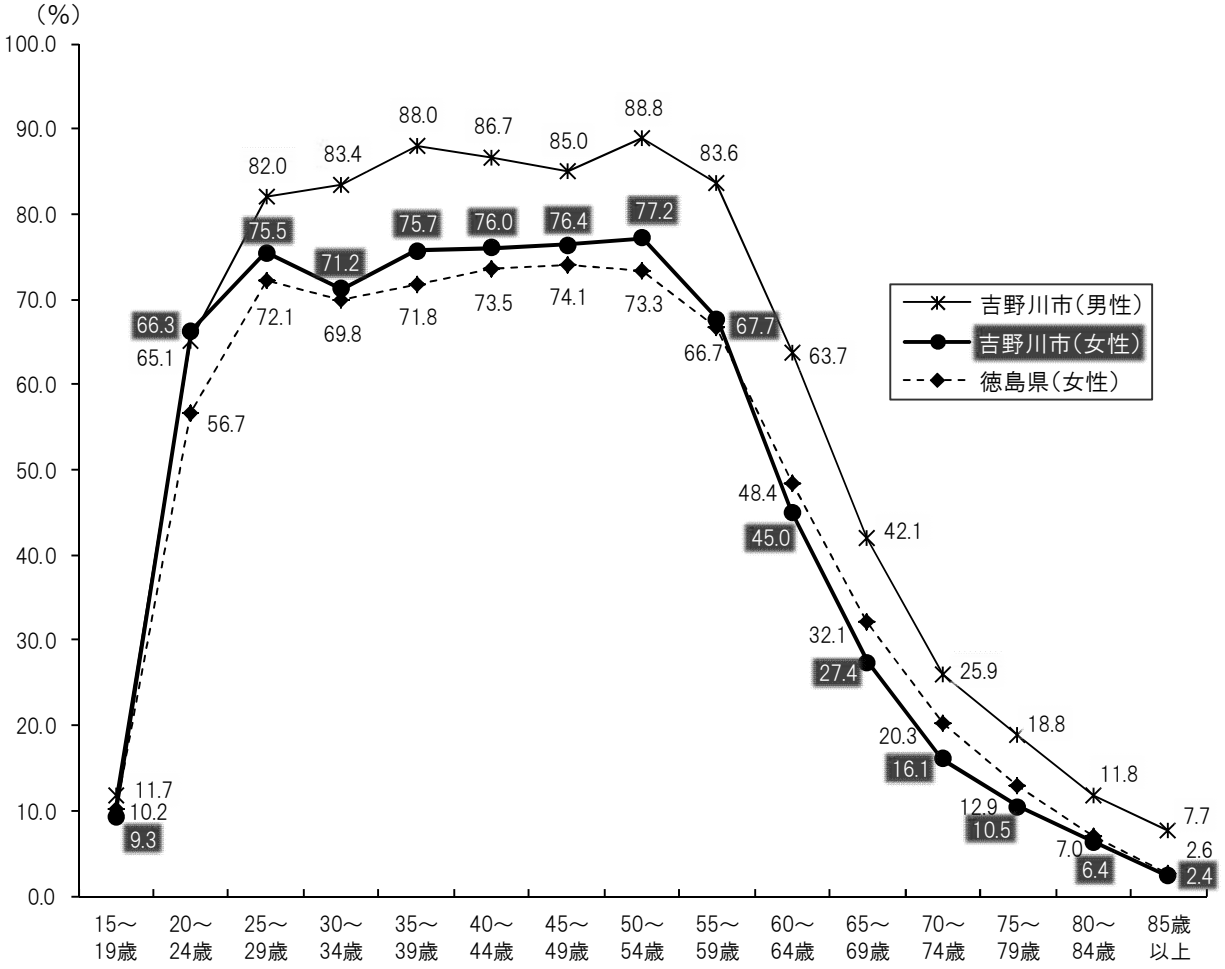

注：【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき，おおむね 30 歳代を谷とし，20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのＭのような形になること。これは，結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く，子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。

資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

7　世帯構成

世帯構成について，2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年までの推移でみると，「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にありますが，「夫婦と子どもの世帯」はおおむね横ばいで推移しています。また，世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり，世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】

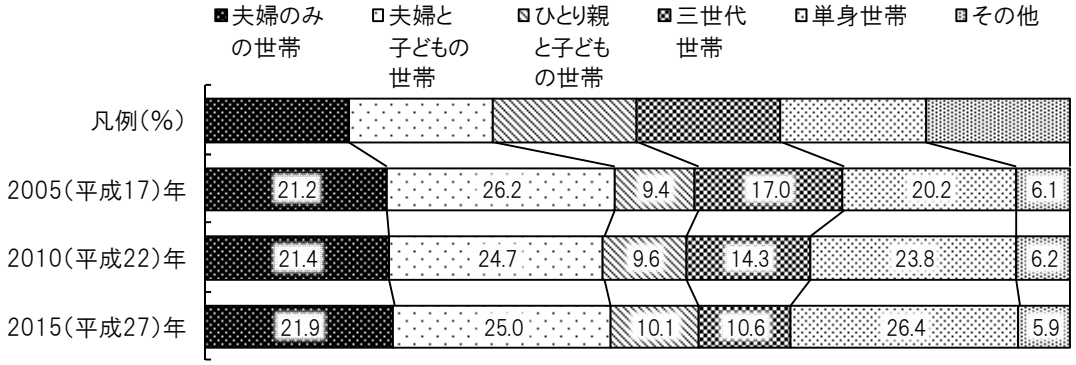

資料：国勢調査

8　ひとり親家庭

本市のひとり親家庭については，2015（平成 27）年で 263 世帯となっており，2010（平成 22）年の 271 世帯から減少しています。また，その大半は母子世帯が占めています。

【ひとり親家庭の状況】

		2005（平成 17）年	2010（平成 22）年	2015（平成 27）年
ひとり親家庭（合計）		246	271	263
	母子世帯数	216	245	241
	父子世帯数	30	26	22

資料：国勢調査

【２】アンケート調査結果の概要

１　結婚，家庭生活と男女の役割について（市民）

「結婚は個人の自由であるから，結婚してもしなくてもどちらでもよい」への『賛成意識』は８割近くを占めているとともに，「結婚しても，必ずしも子どもを持つ必要はない」については７割近くが賛成しています。しかし，「結婚しても，必ずしも子どもを持つ必要はない」については，男女共に若い年齢層は『賛成意識』が多いものの，年齢が上がるほど『反対意識』が多くなるなど，年齢による差が顕著にみられます。

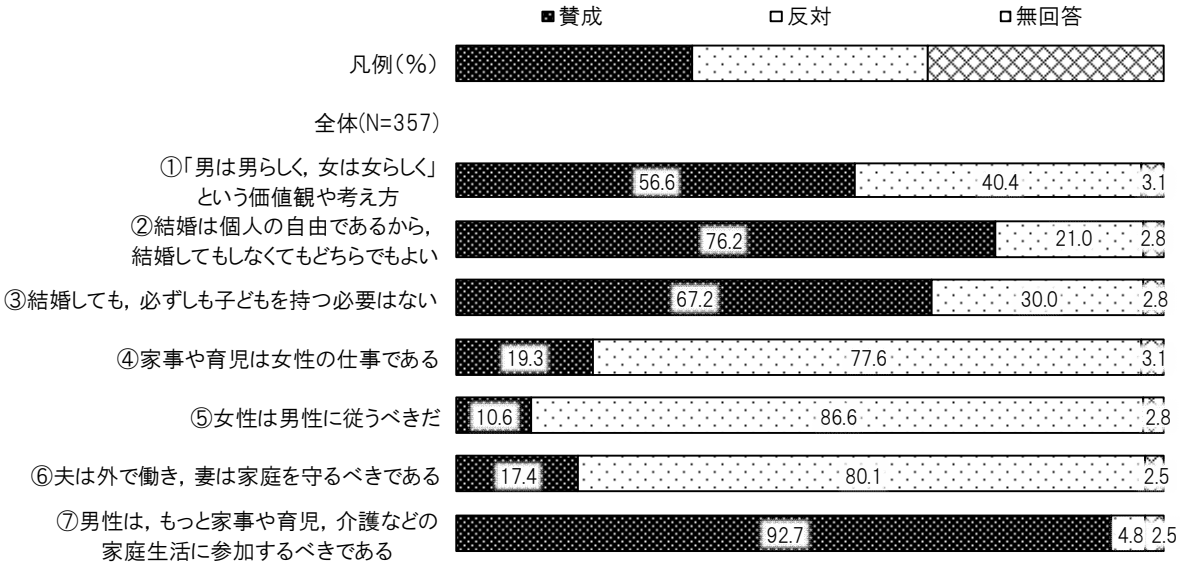

２　男女の平等意識（市民）

男女の平等意識は，全ての分野において『男性優遇』の割合が『女性優遇』の割合を上回っており，特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

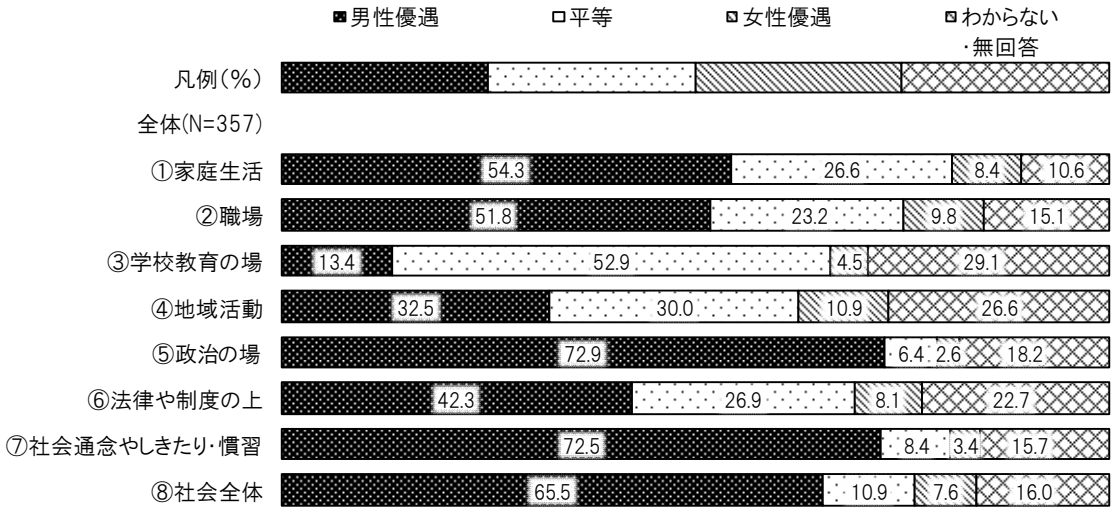

3　望ましい女性の働き方（市民）

望ましい女性の働き方として「勤務条件などを変えず，ずっと働く（育児休業，介護休業等の取得を含む）」とする考え方が最も多く，次いで「勤務条件などを変えて，ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など）」「結婚や妊娠，出産を機に仕事をやめ，その後パートタイム勤務で働く」など，全体的に継続的な就労ニーズがうかがえます。

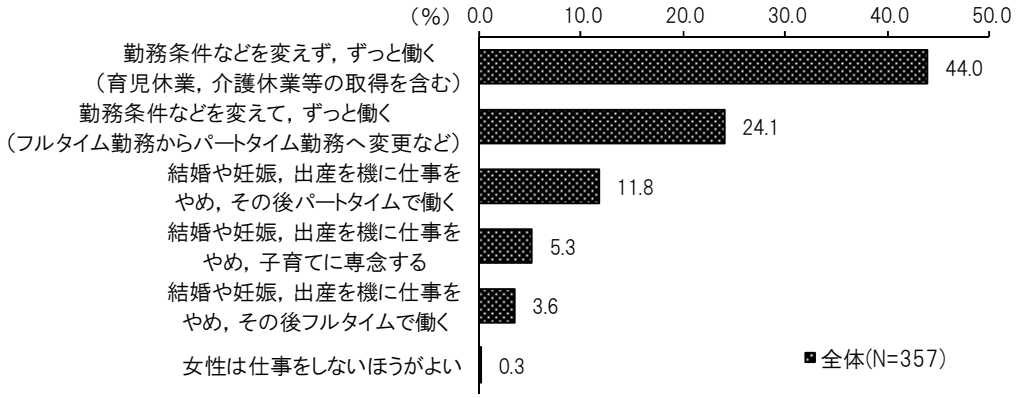

注：「その他」については，表記から省略している。（以下同様）

4　育児休業や介護休業の取得状況（市民）

育児休業の取得率は男性 2.4%，女性 14.4%，介護休業については男性 0%，女性 2.7%となっています。

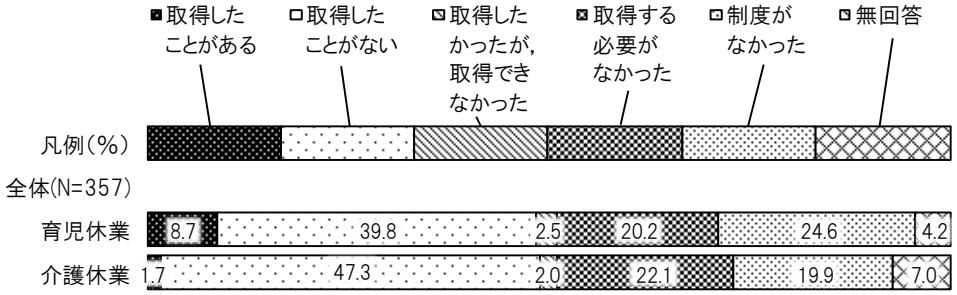

5　男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと（市民）

男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては，「男女で家事や育児，介護などに協力して取り組む」の割合が最も高く，次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ，誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」「パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる」「職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす」などの順となっています。

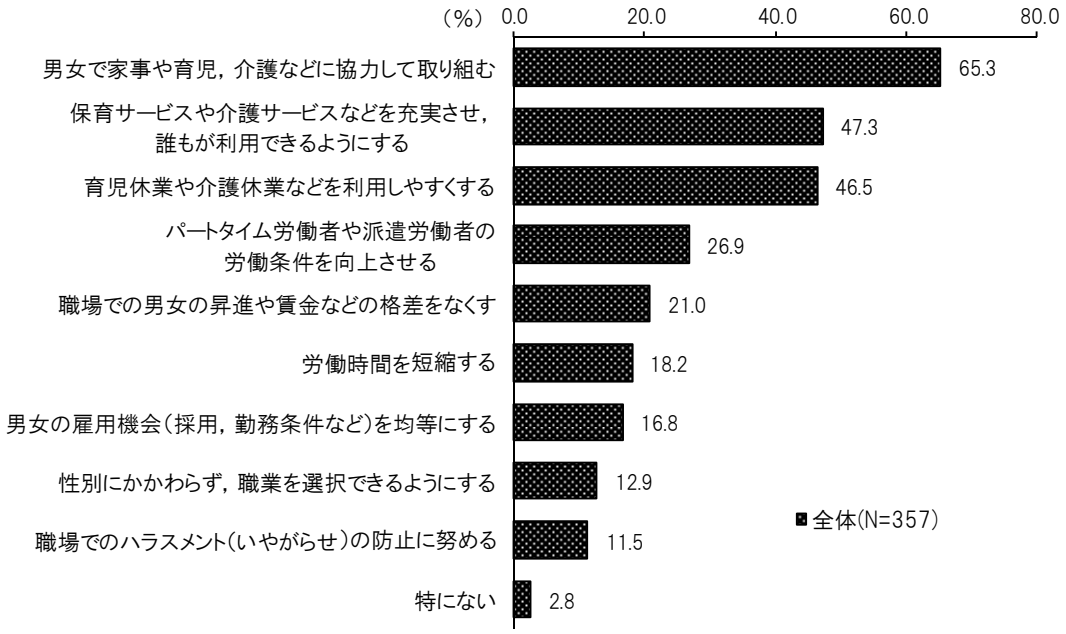

注：上位項目を抜粋

6　家庭内の仕事の分担（市民）

家庭内の仕事について，特に「日常の家事（食事・掃除・洗濯など）」「家族の介護や看護」「子育て（育児・しつけなど）」などでは，理想として「夫婦が協力して」の割合が高くなっていますが，現実は「主に妻」の割合が高くなっています。

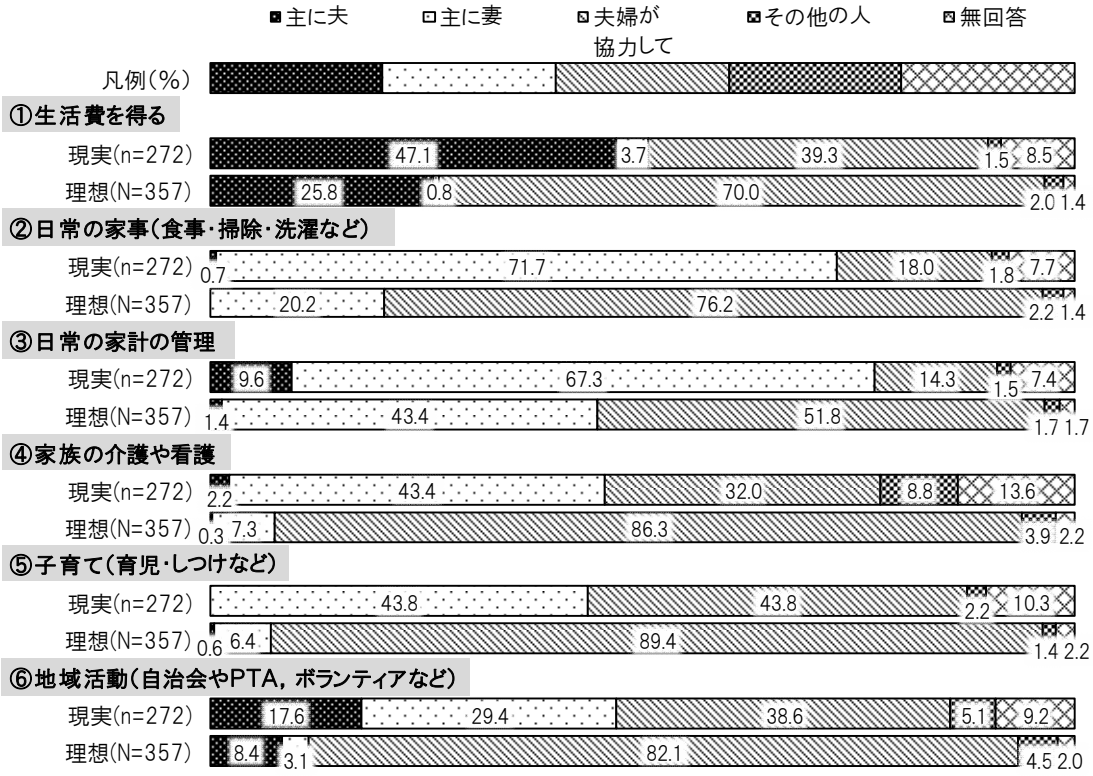

7　地域活動への参加状況（市民）

地域活動への参加状況については，「特に参加していない」は４割近くみられますが，参加者は「自治会，婦人会，老人会など」が最も多く，次いで「趣味や教養，スポーツ，レクリエーション」「ＰＴＡ，子ども会など」「防災・防犯活動など」の順となっています。

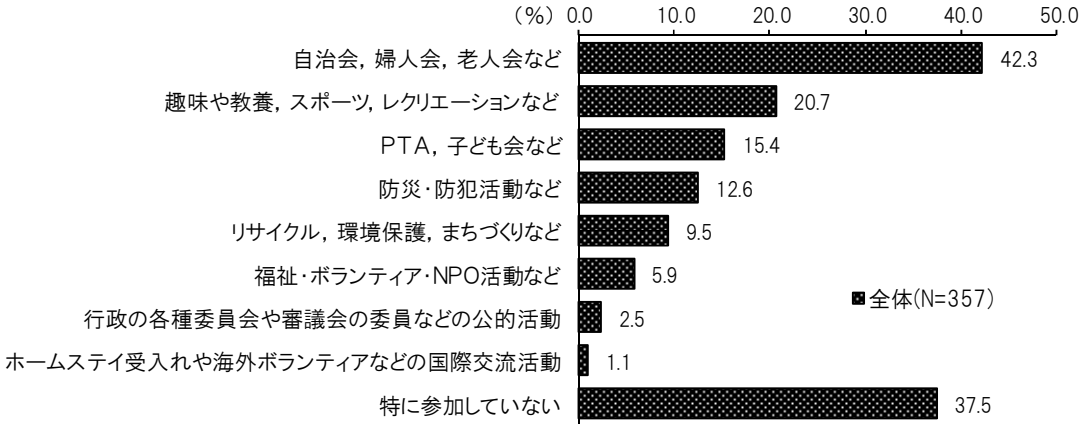

8　各種ハラスメントに関する経験等（市民）

セクシュアルハラスメントを直接経験した割合は男性が 1.2%，女性が 15.5%，パワーハラスメントについては男性が 17.2%，女性が 24.1%となっています。また，妊娠・出産・育児に関するものでは，マタニティハラスメントを直接経験した女性の割合は 4.8%で，特に女性の 30 歳代で高くなっています。ドメスティック・バイオレンスの経験については，「自分が被害を受けたことがある」割合は，男性が 1.8%，女性が 10.7%となっています。

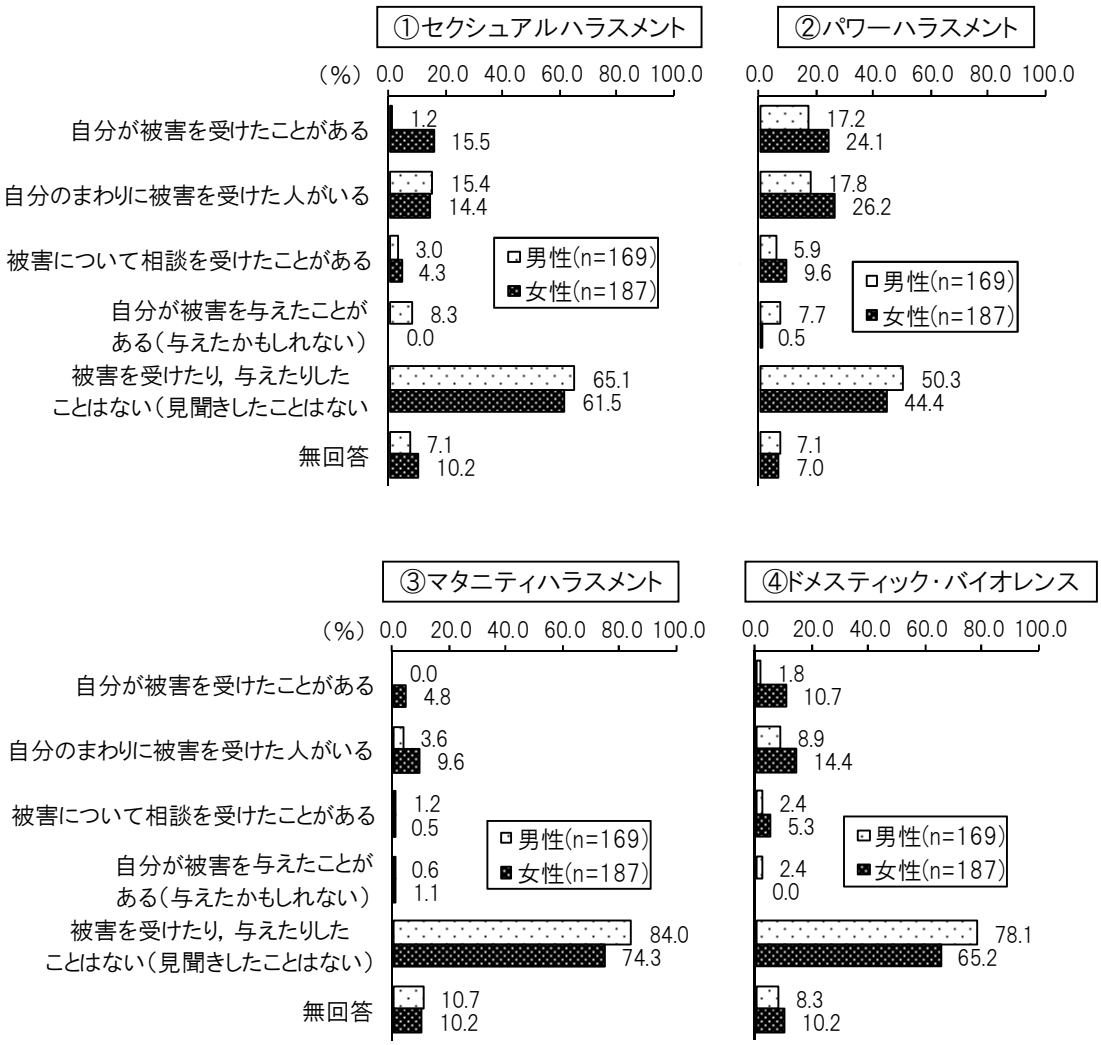

9　ＤＶに対する必要な取組（市民）

ＤＶに対する必要な取組については，「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も高く，次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」「被害者のカウンセリングなど，精神的な援助の充実」の順となっています。

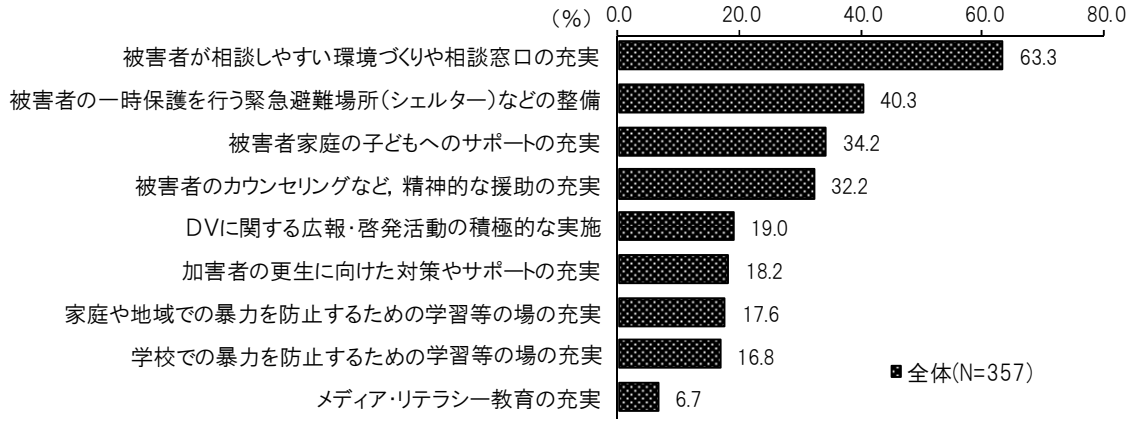

10　男女共同参画の推進に市が力を入れるべきこと（市民）

男女共同参画の推進において，吉野川市が力を入れるべきことについては，「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」が上位に回答されています。また「非正規労働者やひとり親家庭など，生活上の困難に直面する家庭を支援する」も比較的上位に回答されています。

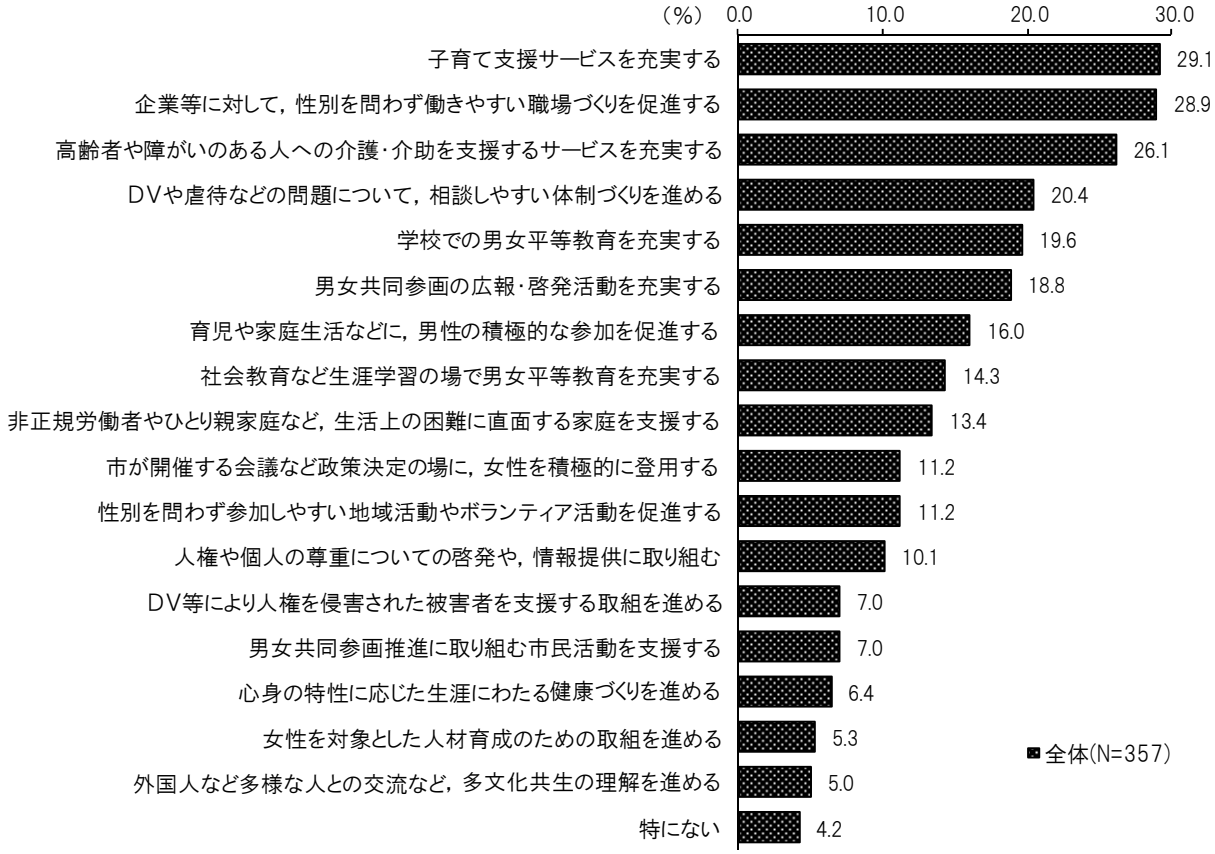

11　女性管理職の割合（事業所）

事業所の女性管理職の割合は，「０％」の割合が最も高く，次いで「10～20％未満」「20％以上」となっており，平均9.2％となっています。

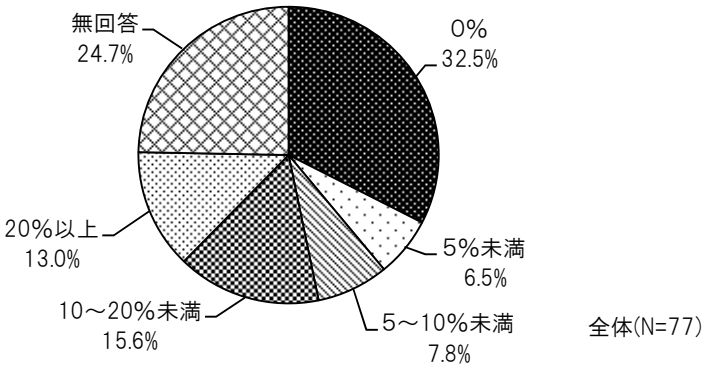

12　女性従業員を積極的に活用するための取組（事業所）

女性従業員を積極的に活用するための取組については，「性別にかかわらず，働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」「人材育成や資格取得のための研修などを，性別に関係なく行っている」「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」などの割合が高くなっています。

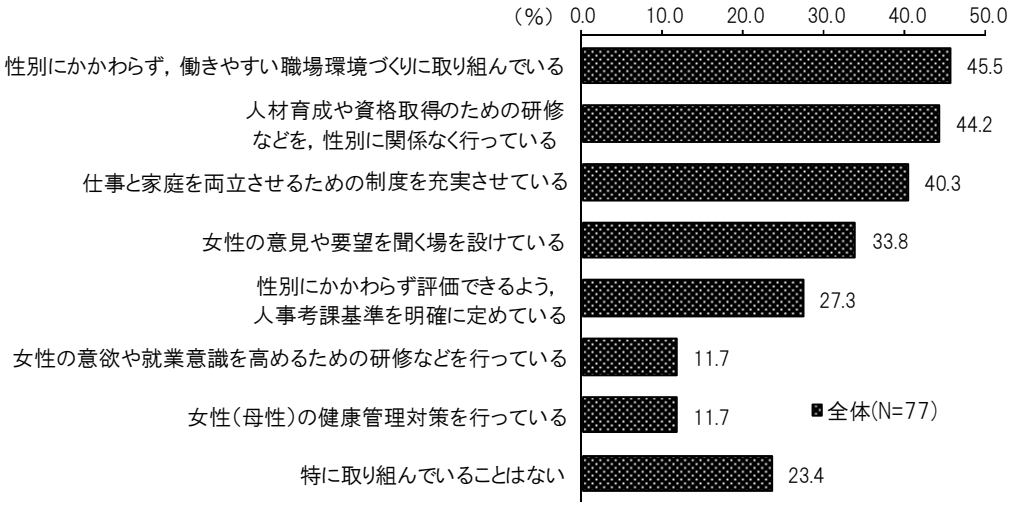

注：上位項目を抜粋

13　女性を管理職に登用する際の問題点（事業所）

女性を管理職に登用する際の問題点としては，「女性には家庭での責任があるので，長時間の労働を要求しにくい」「女性従業員自身が，管理職になることを望んでいない」「女性はすぐやめてしまうので，人材として育てにくい」などの割合が高くなっています。

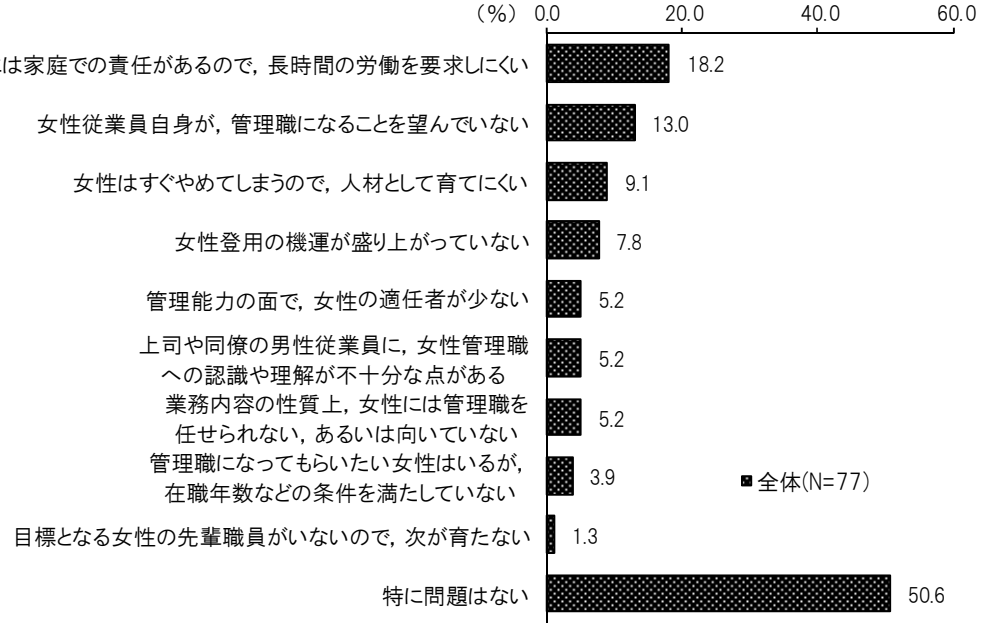

14　女性管理職の登用について（事業所）

女性管理職の登用については，「能力や経験に応じて登用していく予定である」の割合が半数近くを占め最も高くなっています。

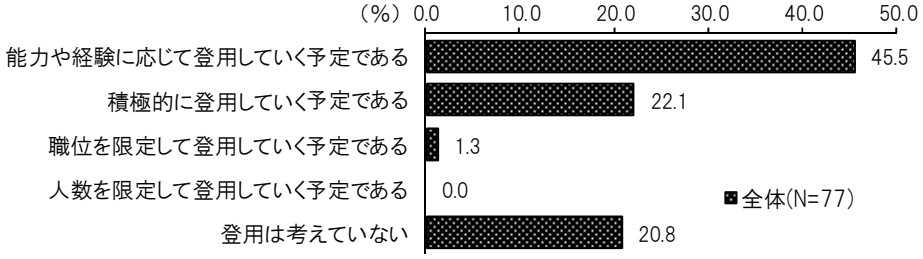

15　育児・介護休業制度を定着させる上での問題点（事業所）

育児・介護休業制度を定着させる上での問題点としては，「休業期間中の代替要員の確保が難しい」が突出して高く，次いで「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」「休業者の復職後，代替要員の処遇が難しい」「代替要員では業務が務まらない，又は効率が落ちる」などの割合が高くなっています。

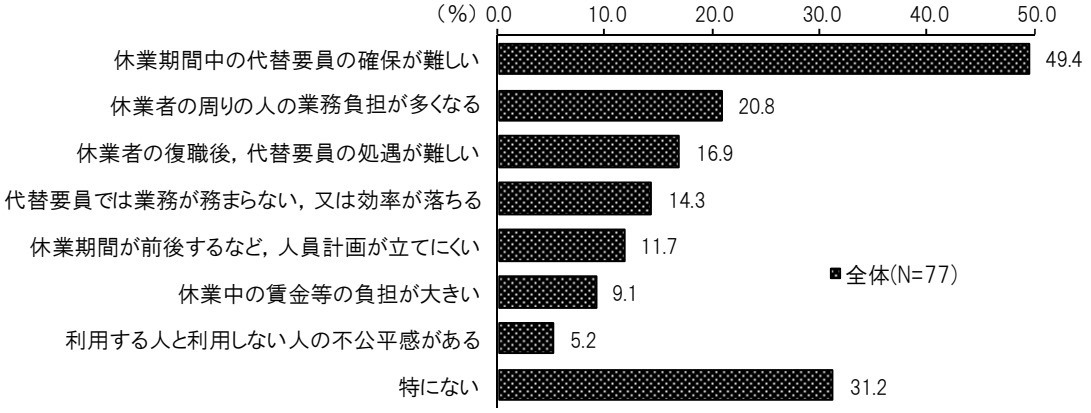

注：上位項目を抜粋

16　育児・介護と仕事の両立支援への取組（事業所）

育児・介護と仕事の両立支援への取組については，「育児・介護における休業制度を設けている」「勤務時間短縮などの措置を講じている」が上位に回答されています。次いで「学校行事やＰＴＡ行事等に参加しやすい休暇制度を設けている」の割合が高くなっています。

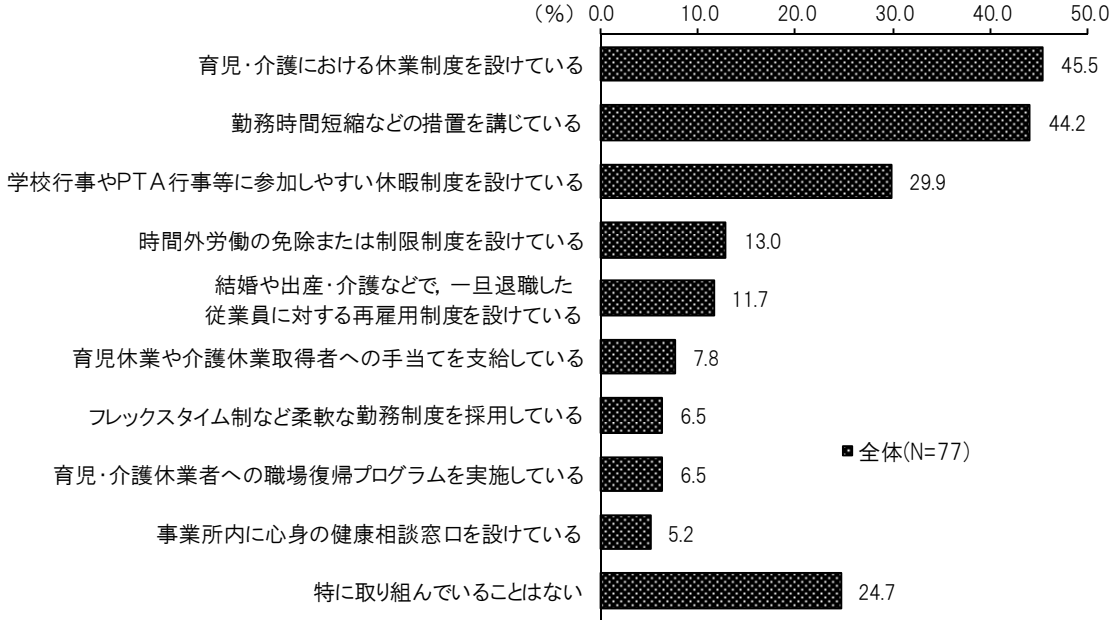

注：上位項目を抜粋

17　男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと（事業所）

男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては，「男女で家事や育児，介護などに協力して取り組む」が突出して高く，「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」「保育サービスや介護サービスなどを充実させ，誰もが利用できるようにする」「労働時間を短縮する」などが多く回答されています。

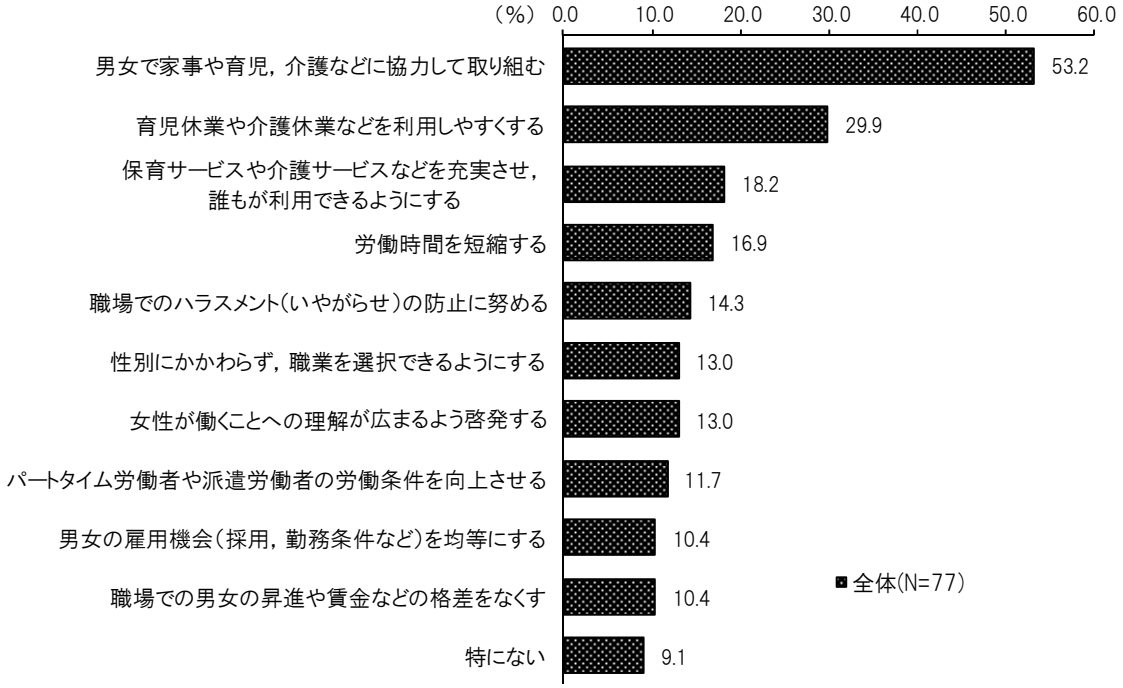

18　ハラスメント防止のための取組（事業所）

ハラスメント防止のための取組については，「就業規則や社内規程などでハラスメント禁止を規定している」が最も高く，次いで「社内（社外）に相談窓口を設置している」「社内啓発のための研修などを開催している」などの割合が高くなっています。

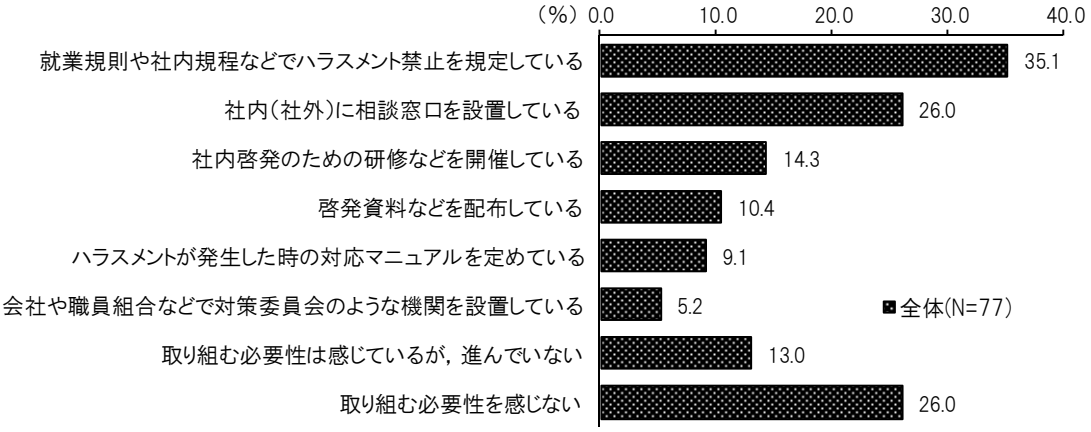

19　男女共同参画社会を実現するために必要だと思うこと（事業所）

男女共同参画社会を実現するために必要だと思うことは，「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」が最も高く，次いで「配置・昇進・教育訓練における男女差をなくすこと」「育児休業や介護休業制度が，男女ともに活用されていること」「募集・採用における男女差をなくすこと」「育児などで一旦退職した場合の再就職の機会があること」などが多く回答されています。

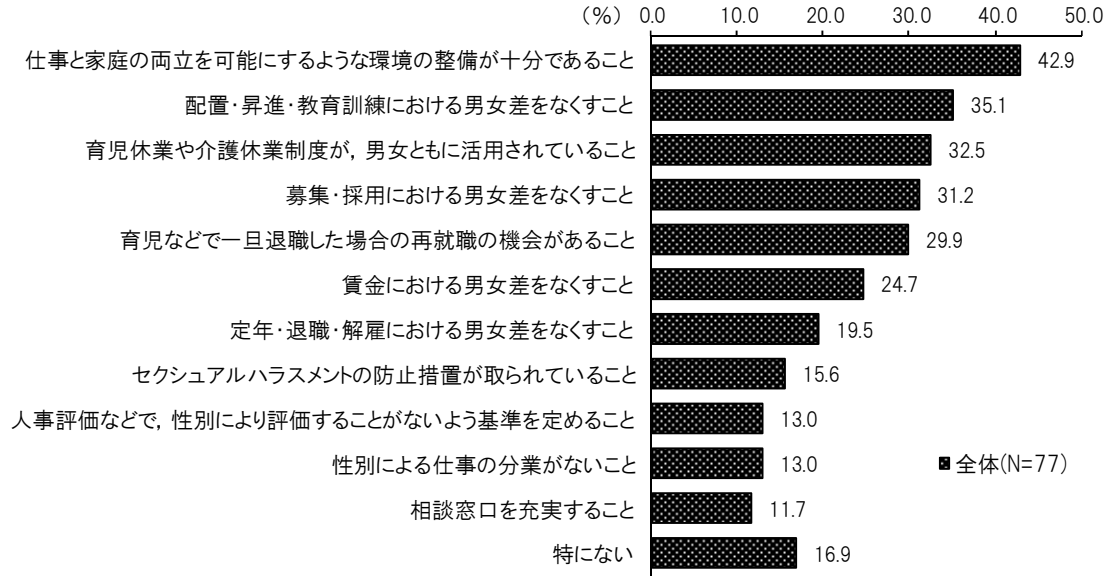

20　結婚，家庭生活と男女の役割について（中学生）

結婚，家庭生活と男女の役割について，『賛成』の割合が高い順に「結婚は個人の自由であるから，結婚してもしなくてもどちらでもよい」「男性は，もっと家事や育児，介護などの家庭生活に参加するべきである」「結婚しても，必ずしも子どもを持つ必要はない」となっています。

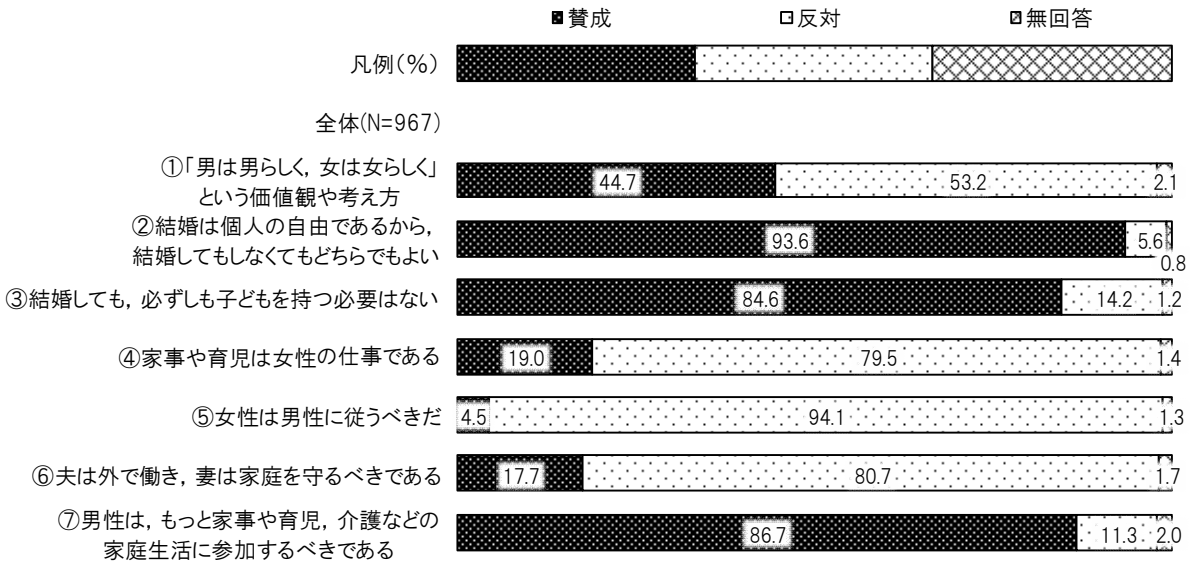

21　男女の平等意識（中学生）

男女の平等意識について，『男性優遇』の割合が高い順に，「政治の場」「社会全体」「しきたりや慣習」となっています。特に「政治の場」において，『男性優遇』意識は約４割を占めています。

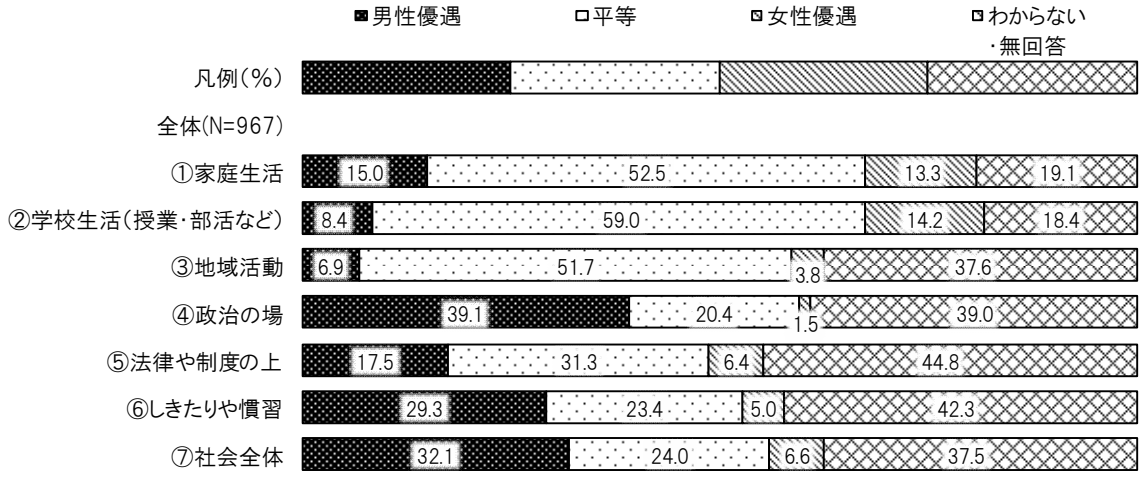

22　家庭生活の役割分担（中学生）

家庭生活の役割分担について，「母親」の割合が高い順に，「食事のしたく」「家の掃除」「学校行事への参加（授業参観，ＰＴＡ等）」「食事のあとかたづけ・食器洗い」となっており，「父親」は「ゴミ出し」については高い割合となっています。また，「両親」の割合が高い順に，「子どもの世話」「学校行事への参加（授業参観，ＰＴＡ等）」「祖父母などお年寄りの世話」となっています。

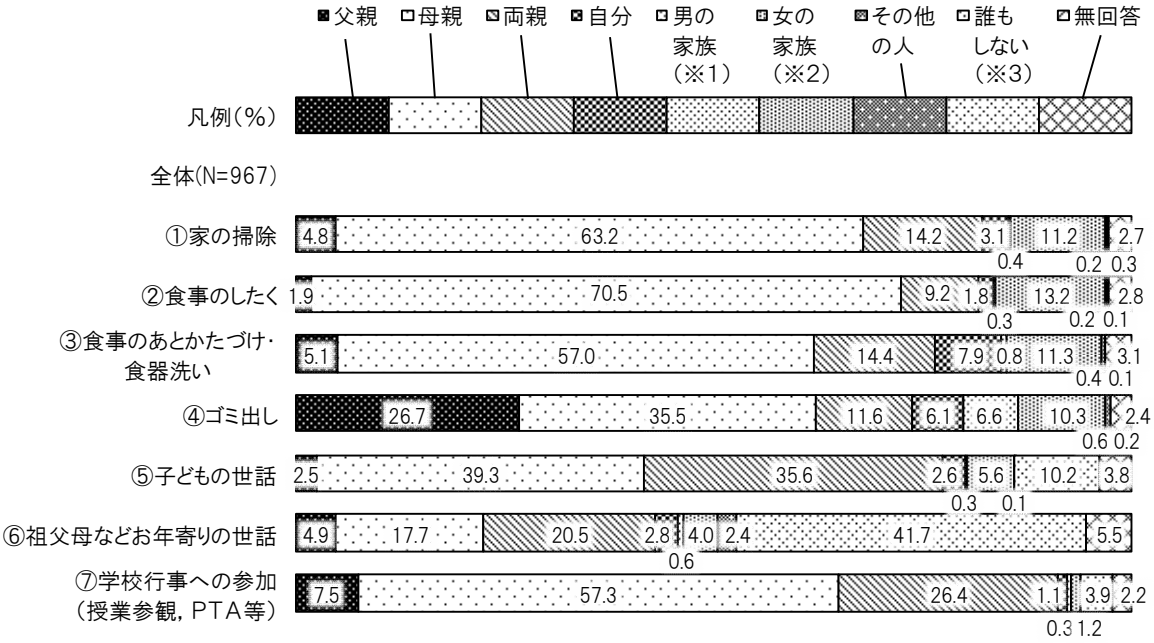

※1：男の家族（兄弟や祖父など）
※2：女の家族（姉妹や祖母など）
※3：誰もしない（する必要がない）

23　性別を意識した周囲からの発言（中学生）

性別を意識した周囲からの発言について，女性は『言われる』が６割近くを占めており，男性を大きく上回っています。

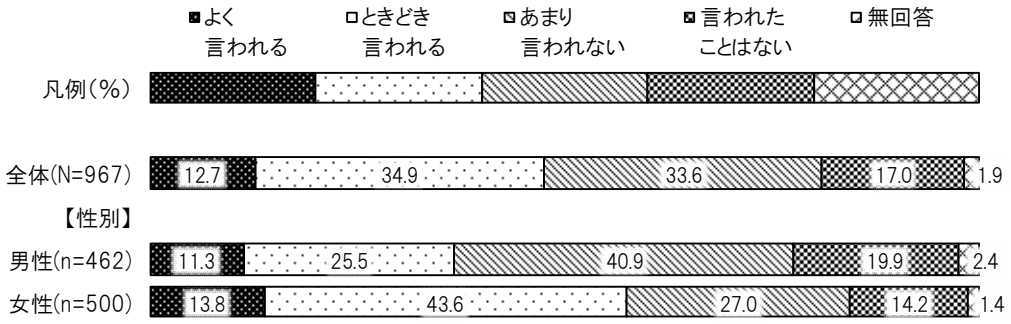

24　性別を意識した発言の内容（中学生）

性別を意識した発言の内容については，男性は女性に比べ「勉強」「泣いた時」「スポーツ」「友達関係」などの割合が高く，女性は「ことばづかい」「服装や身だしなみ」「座り方」「整理整とん」「お手伝い」「食事のしかた」など男性を大きく上回る項目が多岐にわたっています。

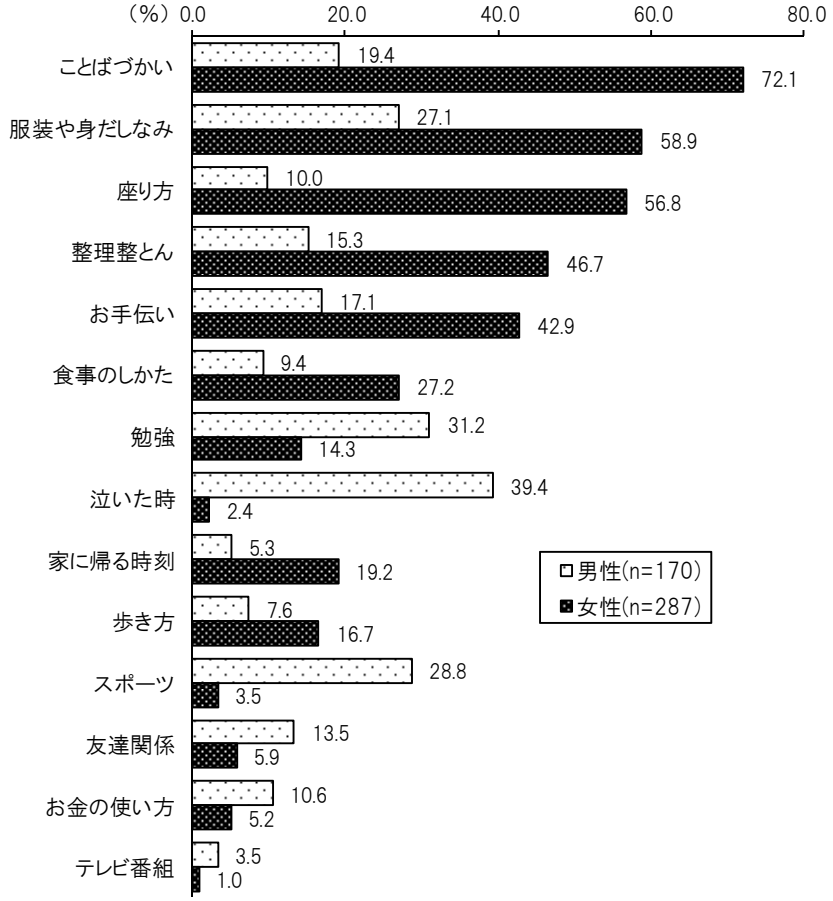

25　望ましい女性の働き方（中学生）

望ましい女性の働き方について，女性は男性に比べ「子どもが産まれても，育児をしながら，ずっと仕事を続ける」の割合が高くなっています。

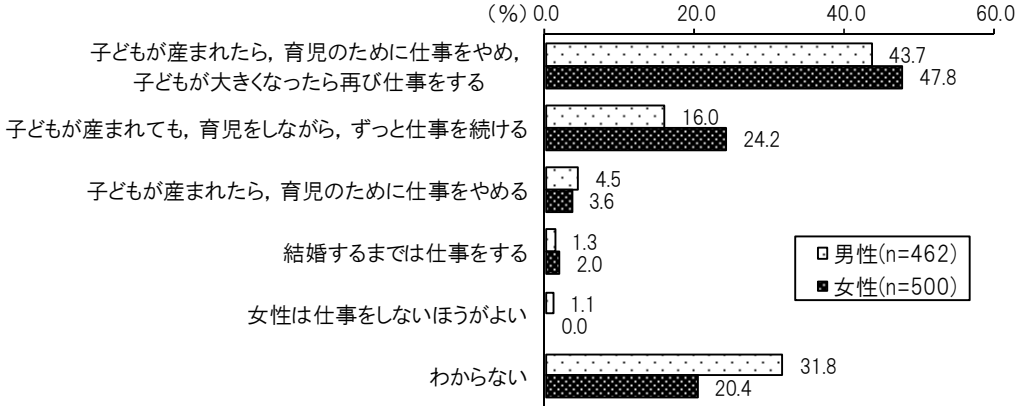

26　各種ハラスメントに関する経験等（中学生）

各種ハラスメントに関する経験等については，「されたかもしれない」の割合が高い順に「たたく，ける，物を投げる」「メールやＬＩＮＥなどの中身を勝手に見たり，消したりする」「誰とどこにいたのか，しつこく聞く」「メールやＬＩＮＥなどの返信が遅いと怒る」となっています。一方，「したかもしれない」の割合が高い項目として「たたく，ける，物を投げる」があげられます。

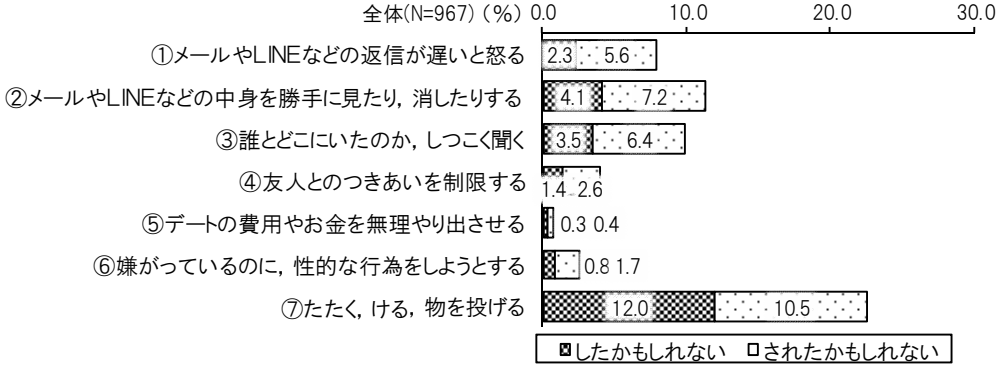

【３】第２次計画における数値目標に対する現状値

【主要課題1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H29）	把握方法
1　社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	14.7%	20.0%	10.9%	市民アンケート調査
2　人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催	14 回（H24 年度）	20 回／年	30 回／年	庁内資料
【主要課題2】男女間のあらゆる暴力の根絶	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H30）	把握方法
3　DVに関する相談窓口の認知度	26.8%	50.0%	55.2%	市民アンケート調査
4　虐待の可能性がある児童の減少	77 人（H24 年度）	減少傾向へ	31 人 18 世帯 365 件	庁内資料
【主要課題3】男女平等の視点に立った教育の推進	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H29）	把握方法
5　学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	64.5%	80.0%	52.9%	市民アンケート調査
6　社会教育委員への女性の登用推進	20.0%	33.3%	31.0%	庁内資料（生涯学習課）
【主要課題4】政策方針決定過程における男女共同参画の推進	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H30）	把握方法
7　市の審議会等での女性委員の占める割合	32.7%（H25 年4月）	40%	31.5%	庁内資料
8　市の管理的職務従事者における女性の割合	8.5%（H25 年4月）	16.0%	16.0%	庁内資料
【主要課題5】働く場における男女共同参画の推進	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H29）	把握方法
9　職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	29.2%	35%	23.2%	市民アンケート調査

【主要課題6】ワーク･ライフ･バランスの推進	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H29）	把握方法
10　幼稚園における預かり保育事業	2園（H25 年4月）	3園	2園	庁内資料
【主要課題7】地域社会における男女共同参画の推進	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H29）	把握方法
11　自治会長の女性の割合	7.7%	10%	12.04%	庁内資料
【主要課題8】生涯にわたる男女の健康づくりと自立の支援	策定当時の現状値（H24～25）	目標値	現状値（H29）	把握方法
12　健康教室の開催回数	17 回／年	20 回／年	健 24 回 国 6 回 介 305 回	庁内資料
13　子宮がん･乳がんの検診受診率	子宮がん 5.4% 乳がん 5.2% （H24 年度）	子宮がん 14.0% 乳がん 15.0%	子宮がん 16.2% 乳がん 13.6%	健康よしのがわ21計画中間評価 第2次計画（P.8）

● 第５章 ●　計画の基本的な考え方

【１】基本理念と基本目標

本市では，2011（平成 23）年度に「吉野川市人権施策推進計画」を策定し，「人権の花咲くまち　吉野川」という基本理念を掲げ，人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障に向けて，様々な人権施策を推進しています。

2009（平成 21）年３月に策定した，第１次計画として位置付けられる「吉野川市男女共同参画基本計画」では，吉野川市男女共同参画推進条例の条文から，６つの基本理念を定めていました。

吉野川市男女共同参画基本計画（第１次計画）	
6つの基本理念	1）男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく，個人として尊重され，その能力を発揮する機会が確保されること。 2）性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が，男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。 3）市及び事業者における方針の立案及び決定に，男女が共同して参画する機会が確保されること。 4）男女が，相互の協力及び社会の支援の下に，子の養育，介護その他の家庭生活における活動と就業，就学その他の社会生活における活動に対等に参画すること。 5）男女が生涯を通じて健康でゆとりのある生活の確保ができるようにすること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより，安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすること。 6）男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し，国際社会の動向に留意すること。

第２次計画においては，「性別にかかわらず　すべての人が個人として尊重される社会の確立」という基本理念を定め，男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。本計画においては，引き続き，この基本理念を継続し，男女共同参画のさらなる浸透と活動の推進を図ります。

●　本計画の基本理念　●

性別にかかわらず　すべての人が

個人として尊重される社会の確立

この基本理念に基づいて，人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに，社会において女性が活躍する機会を充実します。そして，男女が共にお互いを認め合いながら，個人として尊重される，活力のあるまちづくりを目指します。

基本理念の実現に向けて，本市を取り巻く環境や市民の意識・ニーズなどを踏まえ，次の３つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ　共に認め合う社会づくり

社会の様々な分野において，依然として男性優遇意識が強い現状を踏まえ，男女共同参画意識の浸透に向けて，社会通念やしきたり，慣習を見直すなど，意識の改革を促進します。また，学校教育のみならず，家庭や地域など，様々な機会を通じて，男女共同参画の意識づくりに向けた，多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ　誰もがいきいきと活躍できる社会づくり（女性活躍市町村推進計画）

政策・方針決定過程において，女性の人材育成と活躍の促進を図るとともに，様々な分野における女性の能力発揮に向けた，参画機会の充実に努めます。

職場における男女間の格差の解消や，職場の労働条件の改善，ハラスメントのない職場づくり，女性農業者の地位向上や経営参画の促進など，事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

また，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて，男性の家事・育児への参加促進や，多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援等，環境の整備に取り組みます。

基本目標Ⅱに係る取組は，本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と言う。）」として位置付けます。

基本目標Ⅲ　誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり

ＤＶをはじめ，デートＤＶから虐待に至るまで，あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに，関係機関との連携を強化し，被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

誰もが健やかに暮らせる社会づくりに向けて，生涯にわたる健康づくりへの支援をはじめ，少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて，地域福祉を推進します。

なお，「主要課題６　あらゆる暴力の根絶に向けた取組」については，「ＤＶ防止法」に基づく「ＤＶ防止市町村基本計画」として位置付けます。

【２】施策の体系

【基本理念】性別にかかわらず すべての人が個人として尊重される社会の確立

【基本目標】	【基本方針】	【主要課題】
【基本目標Ⅰ】 共に認め合う 社会づくり	【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1　人権尊重の環境づくり 2　男女共同参画の意識づくり
	【2】男女平等の視点に立った学習機会の充実	1　男女共同参画を推進する学校教育の充実 2　多様な学習機会の提供
【基本目標Ⅱ】 誰もがいきいきと 活躍できる 社会づくり （女性活躍市町村推進計画）	【3】女性活躍推進の環境づくり	1　あらゆる分野における女性の参画の促進 2　誰もが働きやすい職場環境づくり
	【4】ワーク・ライフ・バランスの推進	1　ワーク・ライフ・バランスの環境づくり 2　子育て支援施策の充実
	【5】地域社会における男女共同参画の推進	1　地域活動における男女共同参画の推進 2　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 3　多文化共生の社会づくり
【基本目標Ⅲ】 誰もが安心して 健やかに暮らせる 社会づくり	【6】あらゆる暴力の根絶（DV防止市町村基本計画）	1　暴力や虐待を根絶するための基盤づくり 2　きめ細かな相談支援体制の充実
	【7】生涯にわたる健康づくり	1　生涯にわたる健康づくりへの支援 2　母子保健の充実
	【8】安心できる福祉の環境づくり	1　地域福祉の推進 2　きめ細かな生活支援の充実

● 第６章 ●　主要課題と取組内容

基本目標Ⅰ	共に認め合う社会づくり

【１】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

○現状と課題○

人権尊重の精神が，市民一人ひとりの心に根付き，誰もが幸せに暮らせる社会を実現する指針として「吉野川市人権施策推進計画」が位置づけられ様々な施策が講じられています。本計画は，「人権の花咲くまち　吉野川」を目指した「吉野川市人権施策推進計画」との整合性を図っています。

本計画策定にあたって実施した，ヒアリングシート（第３章【３】に説明）による意見聴取結果（以下「ヒアリングシート調査」と言う。）では，男女平等の考えは浸透しつつある一方，日常生活に根強く残る男女間格差や意識差など，依然として人権意識が低いという現実がある，といった回答が寄せられました。

男女共同参画に関する市民意識調査結果（以下「市民アンケート調査」と言う。）からも，「男は男らしく，女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は根強く，生活習慣等を通して無意識に継承され，男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。男女がお互いを認め合い，尊重し合いながら，協力して男女共同参画社会を実現することが引き続き必要であり，そのため継続的かつ日常的な意識啓発が必要です。男女の平等意識には，性別や年齢による意識差も大きいことから，不特定多数への啓発のみならず，性別や年齢に応じた，効果的な啓発活動を検討していくことも必要です。

〇施策の方向〇

本市では，引き続き，お互いの人権を尊重する意識の醸成と，そのための学習機会の充実，人権の尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりに向けて，様々な取組を推進します。

施策	取組内容	担当課
人権尊重の環境づくり	○人権をより身近に捉え，正しい知識や理解が得られるよう，研修会や講演会，広報・パネル展示など様々な機会を通じて啓発に努めます。	人権課
	○学校，家庭及び地域と連携を図り，人権学習発表会やＰＴＡ研修会等による啓発活動を充実するとともに，市の広報紙やホームページ，学校便りを通じて，学校等での取組を広く積極的に発信します。	学校教育課 子ども未来課
	○学校等の人権教育年間計画に，女性の人権課題を位置付け，児童・生徒の発達段階に応じた学習内容で知識の理解を深め，人権意識を育てます。	学校教育課
	○男女平等や生命尊重の学習について，児童・生徒の発達段階に応じた教材の開発に努めるとともに，人権学習の充実を図ります。	健康推進課 学校教育課
	○市内に在住する外国人の人権が守られるよう，市国際交流協会等の関係機関と連携し，啓発を推進します。	人権課
男女共同参画の意識づくり	○市の広報紙やホームページ，国や県が作成する冊子等，様々な媒体を活用して，広く男女共同参画への理解を促進するとともに，誰にでも分かりやすい広報に努めます。 ○市役所市民ホールの情報コーナーに男女共同参画に関連する啓発資料を整備し，周知・啓発を図ります。	人権課
	○「固定的な性別役割分担意識」の払拭に向けて，市の広報紙やホームページをはじめ，市が作成する出版物等においては，男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。そのため，職員一人ひとりの意識の醸成を図るとともに，効果的な啓発方法について検討します。	全庁 秘書広報課 教育総務課
	○事業者やＮＰＯ等民間団体が自主的に取り組む，男女共同参画に関する講演会や研修活動を支援し，活動の促進に努めます。	人権課

【２】男女平等の視点に立った学習機会の充実

○現状と課題○

男女共同参画に関する中学生アンケート（以下「中学生アンケート調査」と言う。）では，「女性は男性に従うべきだ」「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」「家事や育児は女性の仕事である」については，反対意識が多数を占め，「男性は，もっと家事や育児，介護などの家庭生活に参加するべきである」「結婚しても，必ずしも子どもを持つ必要はない」については，賛成意識が多数を占めています。

市民アンケート調査では，「学校教育の場」において「平等になっている」という意識が他の分野に比べて最も高く，吉野川市が今後力を入れるべき取組については，「学校での男女平等教育を充実する」が上位に回答されています。

固定的な性別役割分担意識の見直しをはじめ，男女がお互いに理解し協力することについて，家庭や学校，地域等，様々な場での学習の機会を充実させることが重要です。

また，子どもの頃からの意識啓発や，進路等の選択の場面において，性別にかかわらず本人の意思に基づいた，様々な選択を可能にする取組が必要です。

○施策の方向○

子どもの頃からの意識啓発が重要であることから，男女共同参画を推進する学校教育の充実を図るとともに，学校のみならず，家庭や地域など幅広く男女共同参画に関する学習機会を充実します。

施策	取組内容	担当課
男女共同参画を推進する学校教育の充実	○職場見学や職場体験学習などのキャリア教育を通じて，体験的に学習し，感じ・考え・行動できる力の育成を図るとともに，男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。	学校教育課
	○「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立ち，公民館行事や学校のＰＴＡ活動，安心安全対策会議の活性化を図るとともに，地域住民と子どもの交流を図り，家庭や地域の教育力向上に向けた啓発に努めます。	学校教育課 生涯学習課
	○教職員における男女共同参画に関する，正しい理解の浸透を図るため，人権教育のための校内研修に努めるとともに，園長・校長等，管理職においても意識の高揚を図ります。	学校教育課
	○男女が性別にとらわれることなく個人として尊重されることの大切さや，性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱなど）に対する正しい理解の促進など，児童・生徒に対する早い時期からの人権及び男女共同参画意識の醸成を図ります。	学校教育課 生涯学習課

施策	取組内容	担当課
多様な学習機会の提供	○男女共同参画の視点に立った社会教育の充実に努めるとともに，各種団体との連携を図りながら，社会教育委員の女性登用に努めます。	生涯学習課
	○老人会など，高齢者が集う場を活用して，男女共同参画についての講演会など，学習する機会の充実に努めます。	生涯学習課 社会福祉課 介護保険課

基本目標Ⅱ	誰もがいきいきと活躍できる社会づくり （女性活躍市町村推進計画）

【３】女性活躍推進の環境づくり

○現状と課題○

市民アンケート調査，中学生アンケート調査共に，「政治の場」における「男性優遇」意識は他の分野を大きく上回っており，また，本市の行政に女性の意見が「反映されている」という回答は，低い割合にとどまっています。

事業所アンケート調査では，女性管理職の割合は「０％（いない）」の割合が最も高く，平均でおよそ 10 人に１人の割合となっています。女性を管理職に登用する際の事業所の問題点としては，「女性には家庭での責任があるので，長時間の労働を要求しにくい」「女性登用の機運が盛り上がっていない」「男性従業員に，女性管理職への認識や理解が不十分な点がある」などが多くみられます。しかし，一方では，女性管理職の登用については，「能力や経験に応じて登用していく予定である」が多く回答されています。

審議会や各種委員会の委員，事業所や市の管理職など，政策・方針決定過程の場に，女性の参画機会を充実する取組は引き続き必要です。

また，市民アンケート調査においては，望ましい女性の働き方として「勤務条件などを変えず，ずっと働く」とする考え方が最も多く，継続的な就労ニーズがうかがえます。一方で，セクシュアルハラスメント（セクハラ）やパワーハラスメント（パワハラ）など，様々なハラスメント経験者も一定程度みられ，意識啓発のさらなる推進と，相談体制の整備や被害者支援等の取組も引き続き必要です。

〇施策の方向〇

政策・方針決定過程における女性の参画機会が充実できるよう，事業所等への働き掛けをはじめ，男性自身の意識の改革，女性自身の意識改革の促進に努めます。

ハラスメントのない，誰もが働きやすい職場環境づくりを目指します。

施策	取組内容	担当課
あらゆる分野における女性の参画の促進	○政策・方針決定過程における女性の参画が進むよう，啓発を推進するとともに，市民が性別にかかわらず参画する機会となるパブリックコメント（市民意見公募）制度の周知・定着を図ります。	総務課 秘書広報課
	○市の審議会等における女性委員の選任割合が 35%以上，指導的地位に占める女性職員の割合が少なくとも 30%程度になるよう，女性の積極的な登用や任用機会の確保に努めます。	全庁 総務課
	○あらゆる機会を通じて，農業経営者への家族経営協定制度（家族農業経営における，各世帯員の役割分担，就業条件などに関する取り決め）の周知及び理解を促進し，女性の農業経営への参画を促進するとともに，女性の社会的，経済的地位の向上を図ります。	農林業振興課
	○商工会や商工会議所等の関係機関と連携し，法制度の周知や方針決定の場への女性参画の普及啓発に努めます。	商工観光課
	○職場や地域活動等，あらゆる場面において，女性が自信を持って物事に取り組めるよう，研修や講演会等の機会を充実します。	商工観光課 人権課 総務課
誰もが働きやすい職場環境づくり	○子育てや介護等で，一時仕事を中断した女性の再就職を目指す「再チャレンジ」等，市の広報紙やホームページの活用をはじめ，関係機関と連携し，情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	商工観光課 人権課
	○性別にかかわらず，雇用形態に応じた適正な処遇や労働条件を確保するよう，関係機関と連携し，事業所等への情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	商工観光課
	○職場等におけるセクシュアルハラスメント等，各種ハラスメントの防止に向けて，市の広報紙やホームページの活用をはじめ，関係機関と連携し，情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	人権課
	○市職員や教職員，管理職に対する，ハラスメント防止に向けた研修を実施し，様々な機会を通じた啓発に努めます。 ○学校にセクハラ相談員を配置するとともに，市職員への相談支援体制の充実を図ります。	学校教育課 総務課

【４】ワーク・ライフ・バランスの推進

○現状と課題○

市民アンケート調査では，育児休業の取得率は男性 2.4%，女性 14.4%，介護休業については男性 0%，女性 2.7%となっており，いずれも高いとは言えない状況です。家庭内の仕事の役割分担については，特に「日常の家事」「家族の介護や看護」「子育て」などにおいて，「主に妻」が担っている割合が高くなっています。

一方で，男女が共に働きやすい社会環境をつくるためには「男女で家事や育児，介護などに協力して取り組む」「保育サービスや介護サービスなどを充実させ，誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などが必要なこととされており，事業所アンケート調査でも同様な傾向がみられます。

仕事と家庭生活の両立に向けて，男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や，労働時間短縮等に向けた事業所等への働き掛けなど，ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた様々な施策に引き続き取り組むことが必要です。

〇施策の方向〇

男性が家事や育児・介護などをすることへの理解や，意識改革を促進するとともに，子育て・介護等支援施策と連携したワーク・ライフ・バランスの確立を目指します。

施策	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの環境づくり	○性別にかかわらず，家庭生活や地域の活動等へ参画できるよう，男性を対象とした参加しやすい学習機会の提供や，講演会の開催などをはじめ，市の広報紙やホームページを活用した啓発に努めます。	人権課 生涯学習課 教育総務課 健康推進課
	○「職場を中心に考えたい」あるいは「家庭を中心に考えたい」など，自分の生き方の選択を誰も否定されることのない，「個人の考え方が尊重された社会づくり」に向けた意識の啓発に努めます。	全庁 人権課 商工観光課 総務課
	○仕事と家庭・地域活動を両立できるよう，時間外勤務の抑制やワーク・ライフ・バランス講座の紹介等を通じた啓発に努めます。	総務課 人権課 生涯学習課 教育総務課
子育て支援施策の充実	○ワーク・ライフ・バランスの確立を目指し，「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，市民，事業者，行政等関係機関が協働して，地域で子育てを支援する施策の充実に努めます。	子育て支援課 こども未来課
	○「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，保育所や認定こども園における延長保育や一時預かり事業，幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型），放課後児童クラブ（学童保育）などの子ども・子育て支援事業の充実を図ります。	子育て支援課 こども未来課
	○子ども・子育て支援事業の充実に向けて，保育教諭等の就労環境の整備や，研修会への参加を促進し，教育・保育の質的向上を図ります。	子育て支援課 こども未来課
	○複雑・多様化する子育てに関する相談に対応するため，専門的な知識を有する相談員の確保や関係機関との連携など相談事業のさらなる充実に努めるとともに，相談事業の周知に努めます。	子育て支援課 こども未来課
	○病児・病後児保育施設やファミリー・サポート・センター事業，地域子育て支援拠点事業の周知に努めるとともに，子育てサービス支援の充実を図ります。 ○子どもはぐくみ医療費助成事業において疾病の早期発見と治療を促進し，子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	子育て支援課

【５】地域社会における男女共同参画の推進

○現状と課題○

市民アンケート調査では，地域活動へは４割近くが「参加していない」と回答しているものの，参加者は「自治会，婦人会，老人会」を筆頭に，「趣味や教養，スポーツ，レクリエーション」「ＰＴＡ，子ども会」「防災・防犯活動」などの順に多くなっています。男性は「自治会，婦人会，老人会」「防災・防犯活動」など，女性は「ＰＴＡ，子ども会」などの割合が高くなっており，性別による差が目立つとともに，若い年齢層ほど活動に参加していない割合が高いなど，年齢による差も目立ちます。

また，防災・災害復興対策については，特に「防災講座や防災研修など，防災知識の習得の場への参加」や「避難所機能の充実に向けた検討」「避難所の運営における女性リーダーの配置」などにおいて，女性の活躍が必要とされています。

少子高齢化が進む本市の実状から，今後，性別にかかわらず，仕事や家事等で多忙な人でも地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。また，地域社会の一員として，女性の視点やニーズを地域活動により一層反映させていくための取組が必要です。

○施策の方向○

地域活動に誰もが参加しやすい環境づくりを促進します。また，防災活動をはじめ，地域おこしやまちづくりなどの様々な分野の活動に，性別や年齢にかかわらず，誰もが参画しやすい地域社会づくりを目指します。

施策	取組内容	担当課
地域活動における男女共同参画の推進	○ボランティアやＮＰＯ団体など，地域活動団体との連携を強化し，誰もが参加しやすい地域活動を促進するとともに，様々な啓発の機会を通じて男女共同参画についての理解を促進します。	生涯学習課 人権課 教育総務課
	○地域活動の方針決定過程の場に，性別にかかわらず誰もが参画できるよう，様々な学習機会の充実を図り啓発に努めます。	生涯学習課 人権課 教育総務課
	○地域の文化・産業・環境などあらゆる分野で，女性の視点を取り入れた，協働の地域おこしやまちづくり活動の促進に努めます。	商工観光課 農林業振興課 生涯学習課 環境企画課
	○自治会，婦人会，老人会，ＰＴＡなど，地域での様々な活動の場において，社会通念やしきたり・慣習にとらわれず，お互いが協力して進めることができるよう，啓発に努めます。	全庁 生涯学習課 学校教育課 人権課 社会福祉課 総務課
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○女性の視点を取り入れた，地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに，地域防災力の向上を目指し，女性の積極的な参画を促進します。	防災対策課
	○男女双方の視点を考慮した「市地域防災計画」の具体化をはじめ，性差に配慮した避難所運営など，多様なニーズに対応できる防災対策に取り組み，防災分野における男女共同参画を推進します。	防災対策課
	○日赤奉仕団を核とした定期的な炊き出し訓練等を行い，防災意識の向上や迅速な対応に努めます。	社会福祉課
多文化共生の社会づくり	○市国際交流協会の協力を得て，日本語教室・日本語サロン・英会話教室等の開催や，外国人の児童・生徒を対象とした学習支援を行います。また，多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーションの場づくりに努め，市の広報紙やホームページを活用して関連情報を発信します。	学校教育課 生涯学習課 管財システム課

基本目標Ⅲ	誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり

【６】あらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止市町村基本計画）

○現状と課題○

市民アンケート調査では，ＤＶ被害を「受けたことがある」人は，男性 1.8%，女性 10.7%で，特に女性は幅広い年齢層で被害を受けている現状がみられます。ＤＶの相談先としては，「友人・知人」「家族・親族」が多くみられる一方で，「どこにも相談しなかった」人も多くなっています。今後のＤＶ対策については，「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」を筆頭に，「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」などの順に求められています。

中学生アンケート調査では，各種ハラスメントに関する経験等について，「されたかもしれない」の割合が高い順に「たたく，ける，物を投げる」「メールやＬＩＮＥなどの中身を勝手に見たり，消したりする」「誰とどこにいたのか，しつこく聞く」「メールやＬＩＮＥなどの返信が遅いと怒る」となっています。一方，「したかもしれない」の割合が高い項目としては「たたく，ける，物を投げる」があげられます。

家庭や地域，学校等における暴力防止のための教育の充実をはじめ，ＤＶ防止のための広報・啓発は，引き続き積極的に行うことが重要です。

デートＤＶや虐待等の問題に関しても，子どもの頃からの人権意識の教育と併せて，様々な機会を通じた意識啓発が必要です。

○施策の方向○

ＤＶ，デートＤＶ，虐待など，あらゆる暴力の防止に向けて広報・啓発活動を推進するとともに，関係機関との連携を強化し，家庭や地域，学校等における暴力防止のための教育の機会を充実します。

施策	取組内容	担当課
暴力や虐待を根絶するための基盤づくり	○あらゆる暴力の根絶に向けて，市の広報紙やパネル展示，講演会の開催による啓発に取り組むとともに，人権に関する集会等で啓発グッズを配布するなど，関係機関と連携し，様々な機会を通じてＤＶ防止対策を推進します。	人権課 子ども相談室
	○関係機関との連携を強化し，スクールガードによる防犯パトロール活動など，安心・安全なまちづくりを推進します。また，効果的な教材開発と地域の人材活用を促進するとともに，児童・生徒の防犯意識と行動力を育成します。	総務課 学校教育課
	○関係機関との連携を強化し，児童虐待防止に向けた啓発を推進するとともに，児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。また，定期的に「要保護児童対策地域協議会実務者会議」を開催し，複雑・多様化している問題を抱える児童・生徒とその保護者への具体的な支援体制の構築を目指します。事案の内容も複雑化しているため，専門的な知識経験を有する者の育成に努めます。	子ども相談室 健康推進課 学校教育課
きめ細かな相談支援体制の充実	○関係機関との連携を強化し，ＤＶ被害者に対する相談体制や相談窓口の整備を図るとともに，ＤＶ被害者の状況に応じた，きめ細かな保護・自立支援の充実などＤＶ対策に努めます。	人権課 子ども相談室
	○市の広報紙やホームページ等，様々な媒体を活用して，ＤＶの相談窓口に関する情報提供の充実に努めます。また，関係機関との連携を強化し，専門的知識を有する相談員の確保に努め，相談機能の充実を図ります。	人権課 子ども相談室
	○「吉野川市男女共同参画推進条例」第 14 条に規定する「相談の申出の処理」の周知徹底を図るとともに，市民を対象とした研修会等を実施します。	人権課

【７】生涯にわたる健康づくり

○現状と課題○

本市では，2018（平成 30）年３月に策定した「健康よしのがわ２１第２次」に基づき，市民の心身の健康づくりと様々な疾病予防対策及び母子保健事業等を推進しています。

男女が共に，生涯にわたる心身の健康を保持するために，各種健診（検診）や予防対策を充実させるとともに，相談体制の強化に取り組むことが重要です。また，女性のライフステージに応じた心と身体の健康づくりを総合的に支援していく取組が必要です。

○施策の方向○

生涯にわたって，男女が共に健康な生活を続けられるよう，ライフステージに応じた，また性差に配慮した心身の健康の保持・増進の支援に取り組みます。

施策	取組内容	担当課
生涯にわたる健康づくりへの支援	○「健康よしのがわ２１」に基づき，性別にかかわらず，誰もが生涯にわたり心身共に健康に過ごせるよう，健診（検診）の周知をはじめ，受診勧奨・健康相談・健康教育等，ライフステージに応じた総合的な健康づくりの支援に努めます。	健康推進課 国保年金課 総務課
	○「吉野川市食育推進計画」に基づき，関係機関との連携を強化し，ライフステージに応じた「食」に関する正しい知識の普及と，「食」を選択する力を身に付ける食育を推進するとともに，様々な機会を通じて啓発を推進します。	健康推進課 こども未来課 介護保険課 給食センター 農林業振興課
	○市の広報紙や学校便り，県のリーフレットによる啓発をはじめ，薬物乱用防止教室の実施など，児童・生徒に対する薬物乱用防止教育の充実を図ります。	学校教育課 健康推進課
	○児童・生徒の発達段階に応じた，性に関する個別指導，全体指導に取り組みます。 ○思春期における心や身体，性に関する悩みについて安心して相談できるよう，養護教諭，保健師，スクールカウンセラー等による相談活動を行うとともに，県教育委員会や保健所，大学等関係機関と連携し，ケース会議や講演会等の実施に努めます。	健康推進課 学校教育課

施策	取組内容	担当課
母子保健の充実	○母子手帳交付時やマタニティ教室等の機会を通じて，喫煙や飲酒が及ぼす健康被害や性感染症等についての情報提供や啓発を行うとともに，総合的な母子保健事業を推進します。	健康推進課
	○女性が妊娠中・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう，関係機関との連携を強化し，市の広報紙やホームページ等を通じて，関係法令の周知徹底を図ります。	健康推進課
	○安心・安全に子どもを産み，育てることができるよう，小児科・産科医療体制の確保や周知，訪問や相談，健診内容の充実を図ります。また，父親が参加しやすい母子健康事業の提供に努めます。	健康推進課

【８】安心できる福祉の環境づくり

本市の高齢化率は，およそ３人に１人の割合となっており，徳島県の平均を上回っています。

市民アンケート調査では，家庭内の仕事の分担の中で「家族の介護や看護」については，夫婦が協力して行うことが理想であるとする回答が圧倒的に多くなっていますが，実際の分担は「主に妻」が担っているとする回答が多くなっています。

男女共同参画の推進において，本市が力を入れるべきことについては，「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」が上位に回答されています。また「非正規労働者やひとり親家庭など，生活上の困難に直面する家庭を支援する」も上位に回答されています。

地域で支え合う福祉環境づくりのために，高齢者や障がいのある人等に対する公的な支援サービスの充実をはじめ，生活に困難を抱える世帯などへの支援とともに，さらに，対象が女性である場合の配慮が必要です。

○施策の方向○

地域における，高齢者や障がい者，生活困難世帯など，支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう，福祉サービスの充実を図るとともに，地域福祉計画に基づく見守りや支援活動を促進します。

施策	取組内容	担当課
地域福祉の推進	○「吉野川市地域福祉計画」に基づき，複雑・多様化する地域課題に市民自らが参画し，解決を目指す機運が高められるよう，地域福祉の総合的な促進や支え合い活動の支援に取り組みます。	子育て支援課 社会福祉課 介護保険課 健康推進課 子ども未来課
	○市民の自発的な活動の活性化に向けて，地域福祉活動への積極的な参加の促進をはじめ，活動の中心的な役割を担うリーダーの育成に取り組みます。	子育て支援課 社会福祉課

施策	取組内容	担当課
きめ細かな生活支援の充実	○ひとり親家庭の自立促進に向けて，相談支援体制の充実を図るとともに，家庭の状況に応じた子育てや就業などの支援を行います。	子育て支援課 社会福祉課
	○高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らせるよう，「吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき，「地域包括ケアシステム」の構築をはじめ，様々な生活支援や，権利擁護の推進等に取り組みます。また，介護に対して，性別に関係なく協力して共に担うことができるよう「高齢者の生きがいと健康づくり」「介護予防サポーター育成」「認知症サポーター育成」「高齢者虐待防止の実態把握対応」などの推進に努めます。	社会福祉課 介護保険課
	○障がいのある人が住み慣れた地域で自分の生き方を主体的に選択することができるよう，「吉野川市障がい者計画」等に基づき，社会参加の支援，権利擁護の推進等に取り組みます。窓口対応では，気軽に相談しやすい雰囲気づくりに努め，点字書や実物投影機，筆談用ボード等の設置，パンフレットを各庁舎の窓口に設置するなど，相談窓口の充実に努めます。	社会福祉課 介護保険課

● 第７章 ●　計画の推進

【１】庁内推進体制の強化

男女共同参画に係る施策は広範囲に及ぶことから，全庁的な庁内推進体制のより一層の強化が必要です。全ての職員が男女共同参画社会の意義を理解し，市の施策を推進していくことはもちろんのこと家庭や地域等，生活のあらゆる場面で市民に率先して考え，行動することが重要です。

男女が共に働きやすい職場づくりにも積極的に取り組むとともに，庁内組織の充実・強化を図り，本計画を着実に推進します。

【２】参画と協働による推進

本計画の推進にあたっては，市民の参画と協働による，確かな取組を推進する必要があります。

そのため，人権尊重や男女共同参画に関する情報提供，先進事例の検討などを通じて，広く市民に対して本計画の内容を周知し，意識の醸成に努めます。また，市民，自治会，企業，行政等が連携し，それぞれの特徴的な活動を生かし知恵を出し合い，様々な場面で積極的に取り組み，全市的な活動の展開を目指します。

【３】計画の進行管理

本計画の進行管理については，定期的に点検・評価を行い，次の施策の展開に生かすＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき，計画（ＰＬＡＮ），実行（ＤＯ），点検・評価（ＣＨＥＣＫ），改善（ＡＣＴＩＯＮ）による進行管理を行うとともに，定期的に市民等を対象としたアンケート調査を実施し，進展の状況を数値的に把握することとします。

そして点検・評価については公表するとともに，市民からの意見や提案の計画への反映に配慮します。
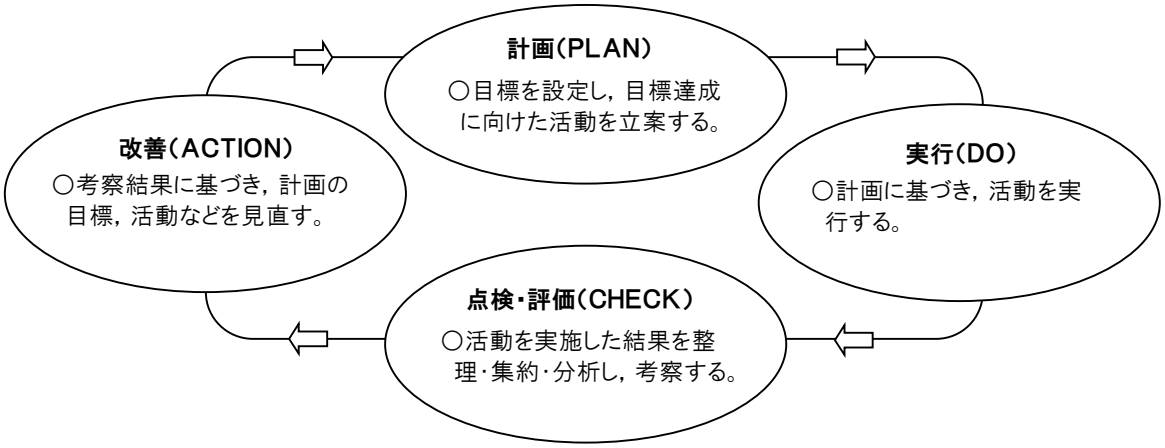
【ＰＤＣＡサイクルのプロセスイメージ】